

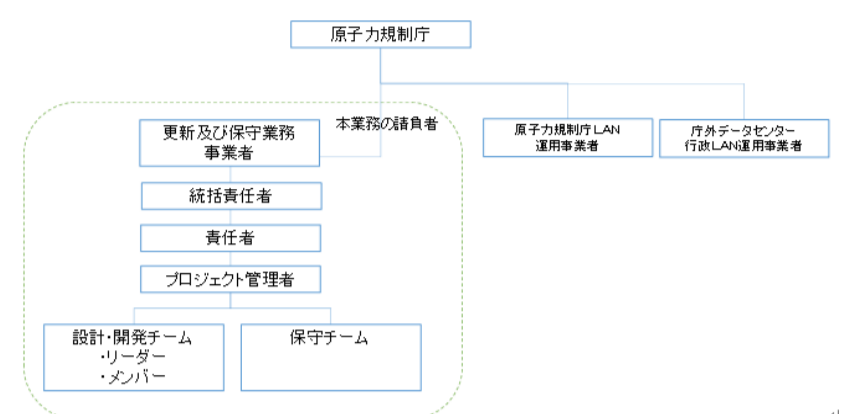
別紙1. 機能項目一覧(必須・調達仕様書部分)

番号	要件	回答における注意事項	回答	回答補足	別添資料の該当箇所																																																																																					
1	1. 調達案件の概要に関する事項																																																																																									
2	1. 1 調達件名																																																																																									
3	平成30～34年度放射線障害防止法に係る運用管理システムの更新及び賃貸・運用保守																																																																																									
4	1. 2 調達の背景																																																																																									
5	原子力規制委員会では、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(以下、「放射線障害防止法」という。)に基づいて放射線源等に関する安全規制を行っている。同法に基づく事業者からの申請・届出等に関する許認可等情報、許可届出事業者情報及び放射線取扱主任者情報等の管理を行うため、平成25年に調達した『放射線障害防止総合管理システム』を継続して運用している。一方、放射線障害防止法施行規則改正(平成21年10月公布、平成23年1月施行)により導入された放射線源登録制度(※)に基づく事業者からの報告情報(報告対象線原の仕様及び受入れ・払出し等の取引に関する情報)をデータベース化して、追跡管理を可能とすることで、国内で使用される特定放射性同位元素の不法な取引や所持に対する検知と抑制及び登録された情報を用いた早期の緊急時対応等を行うことを目的として、平成19年度から『放射線源登録管理システム』の整備を行い、平成21年8月より行政指導によるシステムの試行運用を、平成23年1月より法に基づく本格運用を行ってきた。(『放射線源登録管理システム』では、報告対象となる事業者が本制度に係る報告をオンライン上で行えるようにするための事業者側サブシステム及び原子力規制委員会が報告情報等を管理するための原子力規制委員会側サブシステム等を備えている。)	調達の背景を理解した場合は○を回答すること。																																																																																								
6	本契約は、原子力規制委員会が放射線障害防止法に基づいて、放射線源等に関する安全規制業務を円滑に遂行するため、上述の2つのシステムの確実な運用・保守を目的としている。また、本契約においては、上述の2つのシステムを『放射線障害防止法に係る運用管理システム』(以下、「本システム」という。)として取り扱うこととし、本システムのうち『放射線源登録管理システム』で使用するハードウェアに係る新機種への更新、関連ソフトウェアの調達・更新、本システム全体の5年間(平成30年11月1日から平成35年3月31日の予定)のリース契約、本システム全般についての運用支援及び保守業務を行うこととする。(図1-1契約範囲の概念図、参照)	調達の背景を理解した場合は○を回答すること。																																																																																								
7	1. 3 目的及び期待する効果																																																																																									
8	当システムが放射線障害防止法に係る業務に支障を来さぬよう、円滑なリース及び運用保守業務の実施を図るものである。	目的及び期待する効果を理解した場合は○を回答すること。																																																																																								
9	1. 4 業務・情報システムの概要 本システムの概要は次の図のとおりである。																																																																																									
10	<p>【図1-1 契約範囲の概念図】</p> <p>【放射線障害防止総合管理システム】 原子力規制庁 クロウドLAN クラウド上にある情報(200)をクラウド上で管理・運用する。 クラウド上にある情報(200)をクラウド上で管理・運用する。 クラウド上にある情報(200)をクラウド上で管理・運用する。 クラウド上にある情報(200)をクラウド上で管理・運用する。</p> <p>【放射線源登録管理システム】 行外データセンター 放射線源登録管理システム(職員用) 放射線源登録管理システム(職員用) 放射線源登録管理システム(職員用) 放射線源登録管理システム(職員用) Webシステム Webシステム Webシステム Webシステム</p> <p>【注】 1) 放射線源登録管理システム 2) 放射線源登録管理システム 3) 放射線源登録管理システム 4) 放射線源登録管理システム</p>	業務・情報システムの概要を理解した場合は○を回答すること。																																																																																								
11	1. 5 契約期間																																																																																									
12	契約締結日から平成35年3月31日	契約期間を承知する場合は○を回答すること。																																																																																								
13	1. 6 作業スケジュール																																																																																									
14	<p>作業スケジュールは次の図のとおりである。</p> <p>【図1-2 本調達の作業スケジュール】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">(全体工程)</th> <th colspan="12">平成30年</th> <th rowspan="2">以降、平成35年 3月31日まで</th> </tr> <tr> <th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線源登録管理システム更新</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>放射線源登録管理システム保守・賃貸</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>放射線障害防止総合管理システム保守</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>放射線障害防止総合管理システム(更新)保守</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> <p>★：放射線障害防止総合管理システムは平成33年9月末に更新(別途調達)されるが、更新後の保守は本調達に含まれる。</p>	(全体工程)	平成30年												以降、平成35年 3月31日まで	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	放射線源登録管理システム更新															放射線源登録管理システム保守・賃貸															放射線障害防止総合管理システム保守															放射線障害防止総合管理システム(更新)保守															作業スケジュールを承知する場合は○を回答すること。		
(全体工程)	平成30年												以降、平成35年 3月31日まで																																																																													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																														
放射線源登録管理システム更新																																																																																										
放射線源登録管理システム保守・賃貸																																																																																										
放射線障害防止総合管理システム保守																																																																																										
放射線障害防止総合管理システム(更新)保守																																																																																										
15	2. 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達的方式等に関する事項																																																																																									
16	2. 1 調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位、調達的方式、実施時期 関連する調達案件の調達単位、調達的方式、実施時期は次の表のとおりである。																																																																																									
17	<p>【表1-1 本調達の方式及び実施時期】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調達案件名</th> <th>調達的方式</th> <th>実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30～34年度放射線障害防止法に係る運用管理システムの更新及び賃貸・運用保守</td> <td>一般競争入札(最低価格落札)</td> <td>・入札公告：平成30年4月頃 ・落札者決定：平成30年7月頃</td> </tr> </tbody> </table>	調達案件名	調達的方式	実施時期	平成30～34年度放射線障害防止法に係る運用管理システムの更新及び賃貸・運用保守	一般競争入札(最低価格落札)	・入札公告：平成30年4月頃 ・落札者決定：平成30年7月頃	調達単位、調達的方式、実施時期を承知する場合は○を回答																																																																																		
調達案件名	調達的方式	実施時期																																																																																								
平成30～34年度放射線障害防止法に係る運用管理システムの更新及び賃貸・運用保守	一般競争入札(最低価格落札)	・入札公告：平成30年4月頃 ・落札者決定：平成30年7月頃																																																																																								
18	2. 2 調達案件間の入札制限																																																																																									
19	調達案件間に係る入札制限は行わない。	入札制限を理解した場合は○を回答すること。																																																																																								
20	3. 作業の実施内容に関する事項																																																																																									
21	本調達のうち、放射線源登録管理システムの更新業務は、既存のミドルウェア及びデータベース等のソフトウェア製品のバージョンアップ及びセキュリティアップデートを行うが、現行のアプリケーション機能が更新後においても現行システムと同等に動作するよう、開発及びテスト環境を整備し、以下の作業を実施すること。																																																																																									
22	また、放射線障害防止法に係る運用管理システム全体の保守業務は、現行アプリケーションを含めて契約期間中において放射線障害防止法に係る業務に支障を来さぬよう、以下の作業を実施すること。																																																																																									
23	3. 1 作業の内容																																																																																									
24	ア 放射線源登録管理システム更新に関わる設計・開発業務																																																																																									
25	(ア) 設計・開発実施計画書の作成																																																																																									
26	請負者は、原子力規制庁が定める「プロジェクト計画書」及び「プロジェクト管理要領」と整合をとりつつ、原子力規制庁の指示に基づき、「設計・開発実施計画書」及び「設計・開発実施要領」の案を作成し、原子力規制庁の承認を受けること。																																																																																									
27	(イ) 設計																																																																																									
28	請負者は、「別紙1 要件定義書」の機能要件及び非機能要件を満たすためのハードウェア及びソフトウェア、運用、保守の「基本設計書」及び「詳細設計書」を作成し、原子力規制庁の承認を受けること。																																																																																									
29	請負者は、本システムの移行の方法、環境、段取り等を記載した「移行計画書」を作成し、原子力規制庁の承認を受けること。																																																																																									
30	請負者は、設計時に「保守作業計画書」及び「保守手順書」を作成し、原子力規制庁の承認を受けること。																																																																																									
31	請負者は、本システムの設計・開発において関係者(「原子力規制委員会ネットワークシステム運用事業者」、「行政LAN運用事業者」等)と調整が必要な場合、原子力規制庁と協議の上、調整を行うこと。																																																																																									
32	(ウ) 開発・テスト																																																																																									
33	請負者は、ソフトウェア及びハードウェアの設計・開発に当たり、情報セキュリティ確保のためのルール遵守や成果物の確認方法(例えば、情報セキュリティ遵守に関する教育、設計・開発に関する証跡の提示、現場での抜き打ち調査等)についての実施主体、手順、方法を定め、原子力規制庁の承認を受けること。																																																																																									
34	・請負者は、ソフトウェア及びハードウェアの脆弱性を悪用した不正を防止するため、運用上対策が必要な場合は原子力規制庁の承認を受けた後、対応を実施し、「テスト結果報告書」により原子力規制庁に報告すること。なお、放射線源登録管理システムの更新にあたっては、既存のミドルウェア及びデータベース等のソフトウェア製品のバージョンアップ及びセキュリティアップデートを行うため、放射線源登録管理システムのアプリケーション機能が更新後においても現行システムと同等に動作するよう十分なテストを行い動作保証すること。品質保証において動作保証を行い難いと監督職員が判断した場合には、請負者の責任と負担によりアプリケーション開発事業者に再委託の上動作保証を行うこと。																																																																																									
35	請負者は、結合テスト及び総合テストについて、テスト体制、テスト環境、作業内容、作業スケジュール、テスト手順、可否判定基準等を記載した「テスト計画書」を作成し、原子力規制庁の承認を受けること。																																																																																									
36	請負者は、ハードウェア及びソフトウェアの「基本設計書」、「詳細設計書」及び「テスト計画書」に基づき、ソフトウェア及びハードウェアの開発、テストを行うこと。																																																																																									
37	請負者は、「テスト計画書」に基づき、結合テスト及び総合テストの実施完了時に「テスト仕様書兼テスト結果報告書」を提出し、原子力規制庁の承認を受けること。																																																																																									
38	請負者は、運用支援業務に必要な「運用手順書」及び「各種マニュアル」等が正常に適用できることを結合テスト及び総合テストで確認し、原子力規制庁の承認を受けること。																																																																																									
39	(エ) システムの移行																																																																																									
40	請負者は移行作業に関して、「移行計画書」に基づき移行作業を行うこと。																																																																																									
41	請負者は、データ移行に当たり、本システムのデータ構造を明示し、保有・管理するデータの変換、移行要領の策定、例外データ等の処理方法等に関する「移行手順書」を作成し、原子力規制庁の承認を受けること。																																																																																									
42	請負者は、「移行計画書」及び「移行手順書」に基づき、システム移行及びデータ移行を実施し、作業状況を「移行実施報告書」に取りまとめ原子力規制庁に報告すること。																																																																																									

別紙1. 機能項目一覧(必須・調達仕様書部分)

番号	要件	回答における注意事項	回答	回答補足	別添資料の該当箇所																																																																																																																																							
43	請負者は運用が安定していることを確認後、原子力規制庁から承認を得て、請負者側でデータ移行用に準備したデータ(作業用データ)が存在する場合は削除を行う。また、請負者はデータの消去作業の後、「移行実施報告書」に完了を明記し原子力規制庁へ提出すること。																																																																																																																																											
44	データ移行作業に支障を来す恐れがあると監督職員が判断した際は、請負者の責任と負担により現行の運用事業者に再委託の上、作業を実施すること。																																																																																																																																											
45	データ移行作業中に現行データの欠損が生じた場合には、請負者の責任と負担により現行の運用事業者に再委託の上、データ復旧作業を実施すること。																																																																																																																																											
46	(オ) ODB登録用シートの提出																																																																																																																																											
47	請負者は、次に掲げる事項について記載した「ODB登録用シート」を、「設計・開発実施要領」において定める時期に、提出すること。																																																																																																																																											
48	構築規模の管理																																																																																																																																											
49	本システムの構築規模(工数等)の計画値及び実績値																																																																																																																																											
50	ハードウェアの管理																																																																																																																																											
51	本システムを構成するハードウェアの製品名、型番、ハードウェア分類、契約形態、保守期限等																																																																																																																																											
52	ソフトウェアの管理																																																																																																																																											
53	本システムを構成するソフトウェア製品の名称(エディションを含む。)、バージョン、ソフトウェア分類、契約形態、ライセンス形態、サポート期限等																																																																																																																																											
54	回線の管理																																																																																																																																											
55	本システムを構成する回線の回線種別、回線サービス名、事業者名、使用期間、ネットワーク帯域等																																																																																																																																											
56	施設の管理																																																																																																																																											
57	本システムを構成するハードウェア等が設置され、又は本システムの運用支援業務等に用いる区域を有する施設の施設形態、所在地、耐久性、ラック数、各区域に関する情報等																																																																																																																																											
58	取扱情報の管理																																																																																																																																											
59	本システムが取り扱う情報について、データ・マスタ名、個人情報の有無、格付等																																																																																																																																											
60	情報セキュリティ要件の管理																																																																																																																																											
61	本システムの情報セキュリティ要件																																																																																																																																											
62	指標の管理																																																																																																																																											
63	本システムの運用支援及び保守の間、把握すべきKPI(業務効果及び情報システム効果に関する指標)名、KPIの分類、計画																																																																																																																																											
64	システム全体の運用支援業務																																																																																																																																											
65	請負者の作業内容は、「別紙1 要件定義書」の「3. 15. 運用に関する事項」に示す。																																																																																																																																											
66	システム全体の保守業務																																																																																																																																											
67	請負者の作業内容は、「別紙1 要件定義書」の「3. 16. 保守に関する事項」に示す。																																																																																																																																											
68	ハードウェア及びソフトウェア製品の買貸借																																																																																																																																											
69	(1) 機器の納入及び搬入作業																																																																																																																																											
70	原子力規制庁の指示に従い請負者は機器の納入及び搬入作業を行うこと。																																																																																																																																											
71	納入場所																																																																																																																																											
72	各機器の納入場所は、原子力規制庁が指定する場所(首都圏データセンター)である。																																																																																																																																											
73	納入費用については、納入場所の地理条件について、十分考慮し、納入費用については、本調達に含むこと。																																																																																																																																											
74	搬入作業																																																																																																																																											
75	原子力規制庁が指示した場所で開催し搬入すること。また、開梱設置後の包材等は持ち帰ること。納入予定場所には搬入のための設備(駐車場、貨物用大型エレベータ等)の有無を確認し作業を考慮すること。																																																																																																																																											
76	(2) 撤去及び搬出作業																																																																																																																																											
77	本契約終了後、原子力規制庁の指示に従い請負者にて納入した機器の撤去作業を行うこと。																																																																																																																																											
78	請負者は、機器設置を行った納入場所より、不要機器を撤去及び搬出する際、各機器を接続している配線についても同時に撤去すること。																																																																																																																																											
79	撤去、搬出及び廃棄のために必要なすべての経費(養生品、機材及び車両等を含む)は、すべて請負者の負担とすること。																																																																																																																																											
80	原子力規制庁の指示に従い撤去、搬出日時及び搬回数についての工程表を作成し、作業を実施すること。																																																																																																																																											
81	撤去及び搬出時はエレベータ内及び搬出経路等、必要な場所に養生を実施し、作業後は不要となった養生品の撤去を速やかに実施すること。																																																																																																																																											
82	(3) データ消去作業																																																																																																																																											
83	本契約期間中及び終了後のハードウェア障害時等におけるデータ消去作業に関わる調整等は、原子力規制庁から承認を得て、全て請負者が行うこと。																																																																																																																																											
84	不要機器の撤去及び搬出後、第三者がデータ復元ソフトウェア等を利用してデータが復元されないように完全にデータを消去すること。																																																																																																																																											
85	データ消去作業に必要な機器、人員及び経費等については請負者の負担で用意すること。																																																																																																																																											
86	データ消去作業は原子力規制庁が指示する場所にて実施すること。																																																																																																																																											
87	請負者は、不要機器の撤去及び搬出においては、データが消去されるまで不要機器から情報が漏えいしないよう、厳重にセキュリティ管理をすること。																																																																																																																																											
88	データ消去作業終了後、請負者はデータの消去完了を明記した証明書を原子力規制庁に対して提出すること。																																																																																																																																											
89	データ消去作業は原子力規制庁が指示する場所にて実施すること。																																																																																																																																											
90	データ消去作業については原則として委託を認めないこと、請負者の責任において請負者の関連業者へ委託する場合にはこの限りではない。																																																																																																																																											
91	・データ消去作業実施後の機器の引取り費用については、請負者にて負担すること。																																																																																																																																											
92	オ ODB登録用シートの提出																																																																																																																																											
93	請負者は、次に掲げる事項について記載した「ODB登録用シート」を、「保守手順書」において定める時期に、提出すること。																																																																																																																																											
94	各データの変更管理																																																																																																																																											
95	本システムの保守において、構築規模の管理、ハードウェアの管理、ソフトウェアの管理、回線の管理、外部サービスの管理、施設の管理、公開ドメインの管理、取扱情報の管理、情報セキュリティ要件の管理、指標の管理の各項目についてその内容に変更が生じる作業をしたときは、当該変更を行った項目。																																																																																																																																											
96	作業実績等の管理																																																																																																																																											
97	本システムの保守中に取りまとめた作業実績、リスク、課題及び障害事由。																																																																																																																																											
98	カ ODB登録用シートの提出に係る業務																																																																																																																																											
99	請負者は、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」の別紙2「情報システムの経費区分」に基づき区分等した契約金額の内訳を記載した「ODB登録用シート」を契約締結後速やかに提出すること。																																																																																																																																											
100	請負者は、原子力規制庁から求められた場合は、スケジュールや工数等の計画値及び実績値について記載した「ODB登録用シート」を提出すること。																																																																																																																																											
101	3.2 成果物の範囲、納品期日等																																																																																																																																											
102	ア 成果物																																																																																																																																											
103	成果物は次の表のとおりである。																																																																																																																																											
104	<p>【表3-1 成果物】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>分類</th> <th>成果物</th> <th>数量</th> <th>納品期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>プロジェクト</td> <td>設計・開発実施計画書</td> <td>2</td> <td>契約締結後2週間</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>管理</td> <td>設計・開発実施要領</td> <td>2</td> <td>契約締結後2週間</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td>設計・開発実施要領に基づく管理資料</td> <td>2</td> <td>契約締結後2週間</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td>各種会議体議事録</td> <td>2</td> <td>都度</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>設計・開発</td> <td>基本設計書</td> <td>2</td> <td>平成30年8月末</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td></td> <td>詳細設計書</td> <td>2</td> <td>平成30年9月末</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td></td> <td>ODB登録用シート</td> <td>2</td> <td>平成30年9月末</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td></td> <td>ハードウェア構成表及び一覧</td> <td>2</td> <td>平成30年9月末</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td></td> <td>ソフトウェア構成表及び一覧</td> <td>2</td> <td>平成30年9月末</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td></td> <td>ライセンス関連情報</td> <td>2</td> <td>平成30年9月末</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>テスト</td> <td>テスト計画書</td> <td>2</td> <td>平成30年8月末</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td></td> <td>テスト仕様書結果報告書</td> <td>2</td> <td>平成30年9月末</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>移行</td> <td>移行計画書</td> <td>2</td> <td>平成30年8月末</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td></td> <td>移行手順書</td> <td>2</td> <td>平成30年9月末</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td></td> <td>移行実施報告書</td> <td>2</td> <td>平成30年10月末</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>運用(計画)</td> <td>運用計画書</td> <td>2</td> <td>平成30年10月末</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td></td> <td>運用手順書</td> <td>2</td> <td>平成30年10月末</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td></td> <td>各種マニュアル</td> <td>2</td> <td>平成30年10月末</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>運用(実績)</td> <td>月次報告書</td> <td>1</td> <td>平成30年11月以降 (毎月)</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td></td> <td>年次報告書</td> <td>1</td> <td>平成30年11月以降 (毎年)</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>保守(計画)</td> <td>保守作業計画書</td> <td>2</td> <td>平成30年10月末</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td></td> <td>保守手順書</td> <td>2</td> <td>平成30年10月末</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>保守(実績)</td> <td>月次報告書</td> <td>1</td> <td>平成30年11月以降 (毎月)</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td></td> <td>年次報告書</td> <td>1</td> <td>平成30年11月以降 (毎年)</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td></td> <td>定期メンテナンス報告書</td> <td>1</td> <td>平成30年11月以降 (毎月)</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td></td> <td>報告対応報告書</td> <td>1</td> <td>平成30年11月以降 (毎月)</td> </tr> </tbody> </table>	No.	分類	成果物	数量	納品期日	1	プロジェクト	設計・開発実施計画書	2	契約締結後2週間	2	管理	設計・開発実施要領	2	契約締結後2週間	3		設計・開発実施要領に基づく管理資料	2	契約締結後2週間	4		各種会議体議事録	2	都度	5	設計・開発	基本設計書	2	平成30年8月末	6		詳細設計書	2	平成30年9月末	7		ODB登録用シート	2	平成30年9月末	8		ハードウェア構成表及び一覧	2	平成30年9月末	9		ソフトウェア構成表及び一覧	2	平成30年9月末	10		ライセンス関連情報	2	平成30年9月末	11	テスト	テスト計画書	2	平成30年8月末	12		テスト仕様書結果報告書	2	平成30年9月末	13	移行	移行計画書	2	平成30年8月末	14		移行手順書	2	平成30年9月末	15		移行実施報告書	2	平成30年10月末	16	運用(計画)	運用計画書	2	平成30年10月末	17		運用手順書	2	平成30年10月末	18		各種マニュアル	2	平成30年10月末	19	運用(実績)	月次報告書	1	平成30年11月以降 (毎月)	20		年次報告書	1	平成30年11月以降 (毎年)	21	保守(計画)	保守作業計画書	2	平成30年10月末	22		保守手順書	2	平成30年10月末	23	保守(実績)	月次報告書	1	平成30年11月以降 (毎月)	24		年次報告書	1	平成30年11月以降 (毎年)	25		定期メンテナンス報告書	1	平成30年11月以降 (毎月)	26		報告対応報告書	1	平成30年11月以降 (毎月)				
No.	分類	成果物	数量	納品期日																																																																																																																																								
1	プロジェクト	設計・開発実施計画書	2	契約締結後2週間																																																																																																																																								
2	管理	設計・開発実施要領	2	契約締結後2週間																																																																																																																																								
3		設計・開発実施要領に基づく管理資料	2	契約締結後2週間																																																																																																																																								
4		各種会議体議事録	2	都度																																																																																																																																								
5	設計・開発	基本設計書	2	平成30年8月末																																																																																																																																								
6		詳細設計書	2	平成30年9月末																																																																																																																																								
7		ODB登録用シート	2	平成30年9月末																																																																																																																																								
8		ハードウェア構成表及び一覧	2	平成30年9月末																																																																																																																																								
9		ソフトウェア構成表及び一覧	2	平成30年9月末																																																																																																																																								
10		ライセンス関連情報	2	平成30年9月末																																																																																																																																								
11	テスト	テスト計画書	2	平成30年8月末																																																																																																																																								
12		テスト仕様書結果報告書	2	平成30年9月末																																																																																																																																								
13	移行	移行計画書	2	平成30年8月末																																																																																																																																								
14		移行手順書	2	平成30年9月末																																																																																																																																								
15		移行実施報告書	2	平成30年10月末																																																																																																																																								
16	運用(計画)	運用計画書	2	平成30年10月末																																																																																																																																								
17		運用手順書	2	平成30年10月末																																																																																																																																								
18		各種マニュアル	2	平成30年10月末																																																																																																																																								
19	運用(実績)	月次報告書	1	平成30年11月以降 (毎月)																																																																																																																																								
20		年次報告書	1	平成30年11月以降 (毎年)																																																																																																																																								
21	保守(計画)	保守作業計画書	2	平成30年10月末																																																																																																																																								
22		保守手順書	2	平成30年10月末																																																																																																																																								
23	保守(実績)	月次報告書	1	平成30年11月以降 (毎月)																																																																																																																																								
24		年次報告書	1	平成30年11月以降 (毎年)																																																																																																																																								
25		定期メンテナンス報告書	1	平成30年11月以降 (毎月)																																																																																																																																								
26		報告対応報告書	1	平成30年11月以降 (毎月)																																																																																																																																								
105	イ 納品方法																																																																																																																																											
106	成果物は、全て日本語で作成すること。																																																																																																																																											
107	用字・用語・記述符号の表記については、「公文作成の要領(昭和27年4月4日内閣官房第16号内閣官房長官依命通知)」を参考にすること。																																																																																																																																											
108	情報処理に関する用語の表記については、日本工業規格(JIS)の規定を参考にすること。																																																																																																																																											
109	成果物は紙媒体及び電磁的記録媒体により作成し、原子力規制委員会から特別に示す場合を除き、原則紙媒体及び電磁的記録媒体はそれぞれ正1部・副1部(合計2部)を納品すること。																																																																																																																																											
110	紙媒体による納品について、用紙のサイズは、原則として日本工業規格A列4番とするが、必要に応じて日本工業規格A列3番を使用すること。																																																																																																																																											
111	電子媒体による納品については、別添の「2. 電子データの仕様」を参照して作成し、DVD-R等の媒体に格納して納品すること。																																																																																																																																											
112	納品後原子力規制委員会において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。																																																																																																																																											
113	成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、担当職員の承認を得ること。																																																																																																																																											
114	成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。																																																																																																																																											
115	電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。																																																																																																																																											
116	ウ 納品場所																																																																																																																																											
117	原則として、成果物は次の場所において引渡しを行うこと。ただし、原子力規制委員会が納品場所を別途指示する場合はこの限りではない。																																																																																																																																											

別紙1. 機能項目一覧(必須・調達仕様書部分)

番号	要件	回答における注意事項	回答	回答補足	別添資料の該当箇所																														
118	〒106-8450 東京都港区六本木1丁目9番9号 六本木ファーストビル 原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房放射線防護グループ 放射線規制部門																																		
119	4. 満たすべき要件に関する事項																																		
120	本調達による実施事項は、「別紙1要件定義書」の各要件を満たすこと。																																		
121	5. 作業の実施体制・方法に関する事項																																		
122	5.1 作業実施体制																																		
123	プロジェクトの推進体制及び請負者に求める作業実施体制は次の図のとおりである。なお、請負者内のチーム編成については想定であり、請負者決定後に協議の上、見直しを行う。																																		
124				プロジェクトの調達は更新及び保守業務であることを理解した場合は○を回答すること。 ※運用業務は調達対象外とする。																															
125	<p>【表5-1 作業実施体制】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>組織又は要員</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>本業務の請負者</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>統括責任者</td> <td>本業務の全責任を負う請負者における統括責任者</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>責任者</td> <td>本業務の全責任を負う請負者における責任者</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>プロジェクト管理者</td> <td>本業務全体を統括し、必要な意思決定を行う</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>設計・開発チームリーダー</td> <td>設計・開発に係るチームリーダー(責任者)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>設計・開発チームメンバー</td> <td>各業務実施担当者</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>保守チーム</td> <td>保守業務実施担当者(窓口)</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>原子力規制庁LAN運用事業者</td> <td>本業務に係るネットワークの運用を担う</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>データセンター行政LAN運用事業者</td> <td>本業務に係るネットワークの運用を担う</td> </tr> </tbody> </table>	No.	組織又は要員	役割	1	本業務の請負者	-	2	統括責任者	本業務の全責任を負う請負者における統括責任者	3	責任者	本業務の全責任を負う請負者における責任者	4	プロジェクト管理者	本業務全体を統括し、必要な意思決定を行う	5	設計・開発チームリーダー	設計・開発に係るチームリーダー(責任者)	6	設計・開発チームメンバー	各業務実施担当者	7	保守チーム	保守業務実施担当者(窓口)	8	原子力規制庁LAN運用事業者	本業務に係るネットワークの運用を担う	9	データセンター行政LAN運用事業者	本業務に係るネットワークの運用を担う				
No.	組織又は要員	役割																																	
1	本業務の請負者	-																																	
2	統括責任者	本業務の全責任を負う請負者における統括責任者																																	
3	責任者	本業務の全責任を負う請負者における責任者																																	
4	プロジェクト管理者	本業務全体を統括し、必要な意思決定を行う																																	
5	設計・開発チームリーダー	設計・開発に係るチームリーダー(責任者)																																	
6	設計・開発チームメンバー	各業務実施担当者																																	
7	保守チーム	保守業務実施担当者(窓口)																																	
8	原子力規制庁LAN運用事業者	本業務に係るネットワークの運用を担う																																	
9	データセンター行政LAN運用事業者	本業務に係るネットワークの運用を担う																																	
126	5.2 作業要員に求める資格等の要件																																		
127	請負者における本業務の責任者は、本システムと同規模以上の設計・構築の遂行責任者としての経験を3件以上有すること。また、3件のうち1件は過去5年以内に1つのシステムで基盤構築及び運用保守の全てにおいて責任者としてシステムライフサイクル全体の業務を完了した実績を証明すること。また、過去5年以内に外部のデータセンターを用いた運用保守業務の遂行責任者経験を有すること。																																		
128	本業務の遂行責任者は、「情報処理の促進に関する法律」(昭和45年法律第90号)に基づき実施される情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャ試験の合格者又はProject Management Institute (PMI) が認定するPMPの資格を有すること。ただし、当該資格保有者等と同等の能力を有することが経歴等において明らかなる者については、これを認める場合がある(その根拠を明確に示し、原子力規制庁の理解を得ること)。																																		
129	設計・開発チームリーダーは、本システムと同規模以上の設計・開発の経験をリーダークラスとしての2件以上有すること。																																		
130	設計・開発チームリーダー及び設計・開発メンバーは、情報処理の促進に関する法律に基づき実施される情報処理技術者試験のうち、以下のいずれかの試験区分の合格者を1名以上含めること。 (ア) システムアーキテクト試験 (イ) データベーススペシャリスト試験 (ウ) ネットワークスペシャリスト試験 (エ) 情報セキュリティスペシャリスト試験																																		
131	保守チームリーダーは、本システムと同規模以上の運用保守の経験をリーダークラスとしての2件以上有すること。																																		
132	保守業務のチームリーダー及びメンバーのいずれかに以下のいずれかの資格と同等以上の資格を有する者がいること。 (ア) 情報処理の促進に関する法律に基づき実施される情報処理技術者試験のうち情報セキュリティスペシャリスト試験(旧テクニカルエンジニア(情報セキュリティ)試験又は旧情報セキュリティアドミニストラータ試験)、ISACA (Information Systems Audit and Control Association) が認定する公認情報セキュリティマネージャー(CISM (Certified Information Security Manager))、又は国際情報システムズセキュリティ認証コンソーシアムが認定する情報システムのセキュリティ専門家認定(CISSP (Certified Information Systems Security Professional)) (イ) ITIL (Information Technology Infrastructure Library) 資格認定機関が認定するITIL認定のうち、ファウンデーション又はエキスパート																																		
133	5.3 作業場所																																		
134	本業務の作業場所及び作業に当たり必要となる設備、備品及び消耗品等については、請負者の責任において用意すること。また、必要に応じて原子力規制庁が現地確認を実施することができるものとする。																																		
135	搬入作業については原子力規制庁が指定する場所(首都圏データセンター)で行うこと。																																		
136	5.4 作業の管理に関する要件																																		
137	請負者は、原子力規制庁が承認した「設計・開発実施要領」に基づき、設計・開発業務に係るコミュニケーション管理、体制管理、工程管理、品質管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策を行うこと。																																		
138	請負者は、「保守手順書」に基づき、保守業務に係るコミュニケーション管理、体制管理、作業管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策を行うこと。																																		
139	請負者は、当該業務で納入または更新する全てのソフトウェアの種類、バージョン及びサポート期間の終了日に係る情報並びにこれらの変更情報について、現在の状況を正確に反映した文書を整備すること。また、これらの内容に変更がある場合には文書を更新することで情報を提供すること。																																		
140	6. 作業の実施に当たっての遵守事項																																		
141	6.1 機密保持、資料の取扱い																																		
142	請負者は、機密保持や資料の取扱い及びセキュリティ対策等について、以下の措置を講ずること。																																		
143	業務上知り得た情報は、本業務以外の目的で利用しないこと。																																		
144	業務上知り得た情報について第三者への開示や漏えいをしないこと。																																		
145	業務上知り得た情報は、原子力規制庁の許可なく(5.3 作業場所)以外の場所に持たないこと。																																		
146	請負者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合、直ちに原子力規制庁へ報告すること。また、請負者の責により原子力規制庁及び関係機関へ損害が生じた場合に賠償等の責任を負うこと。																																		
147	業務の履行中に受け取った情報は管理を行い、業務終了後の返却又は抹消等を行い、復元不可能な状態にすること。																																		
148	適切な措置が講じられていることを確認するため、遵守状況の報告を行うこと。また、必要に応じて行う原子力規制庁による現地調査を受け入れること。																																		
149	請負者はシステム構築及び情報セキュリティ対策の実施において原子力規制委員会情報セキュリティポリシーおよび本調達仕様書、要件定義書に記載されたセキュリティに係る要件をすべて満たすこと。																																		
150	6.2 遵守する法令等																																		
151	ア 法令等の遵守																																		
152	本調達にて納入する機器は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成28年4月1日環境大臣)に掲げる特定調達物品等に該当するものは、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成28年2月2日変更閣議決定。以下「基本方針」という。)の判断の基準を満たすこと。その他の納入成果物についても可能な限り基本方針の判断の基準を満たすものを導入すること。																																		
153	導入する機器を構成するハードウェア、ソフトウェアのうち、JIS等の国内規格、ISO等の国際規格に定めのある製品については、当該規格に準拠していること。																																		
154	イ その他文書、標準への準拠 当該調達案件の遂行に当たって以下との整合を確保し作業を行うこと。 (ア) プロジェクト計画書 (イ) プロジェクト管理要領 (ウ) 政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン (エ) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー																																		
155	7. 成果物の取扱いに関する事項																																		
157	7.1 知的財産権の帰属																																		
158	本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。)は、受注者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て原子力規制委員会に帰属するものとする。																																		
159	原子力規制委員会は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるものと、任意に開示できるものとする。また、受注者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾すること(以下「複製等」という。)ができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときは、複製等により原子力規制委員会がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を契約締結時までに通知したときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。																																		
160	本件プログラムに関する権利(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。)及び成果物の所有権は、原子力規制委員会から受注者に対して対価が完済されたとき受注者から原子力規制委員会に移転するものとする。																																		
161	納入される成果物に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物等」という。)が含まれる場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受注者は、当該既存著作物の内容について事前に原子力規制委員会の承認を得ることとし、原子力規制委員会は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用することとする。																																		
162	受注者は原子力規制委員会に対し、一切の著作権人権格を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。																																		
163	7.2 瑕疵担保責任																																		

別紙1. 機能項目一覧(必須・調達仕様書部分)

番号	要件	回答における注意事項	回答	回答補足	別添資料の該当箇所
164	受注者は、本調達について検収を行った日を起算日として1年間、成果物に対する瑕疵担保責任を負うものとする。その期間内において瑕疵があることが判明した場合には、その瑕疵が原子力規制委員会の指示によって生じた場合を除き(ただし、受注者がその指示が不適当であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかったときはこの限りでない。)、受注者の責任及び負担において速やかに修正等を行い、指定された日時までに再度納品するものとする。なお、修正方法等については事前に原子力規制委員会の承認を得てから着手するとともに、修正結果等についても原子力規制委員会の承認を受けること。				
165	原子力規制委員会は、前各項の場合において、瑕疵の修正等に代えて、当該瑕疵により通常生ずべき損害に対する賠償の請求を行うことができるものとする。また、瑕疵を修正してもなお生じる損害に対しても同様とする。				
166	7. 3 検収				
167	本業務の受注者は、成果物等について、納品期日までに原子力規制委員会に内容の説明を実施して検収を受けること。				
168	検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について原子力規制委員会に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。				
169	8. 入札参加資格に関する事項				
170	8. 1 入札参加要件				
171	ア 競争参加資格				
172	予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。				
173	公告日において平成28、29、30年度全庁統一資格の「役務の提供等」の「A」及び「B」の等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。	適合証明書に記載			
174	イ 公的な資格や認証等の取得				
175	ISO9001(QMS)又はCMMI(Level 3以上)の公的機関による認証を取得していること。	適合証明書に記載			
176	ISO27001(ISMS)の公的機関による認証を取得していること。	適合証明書に記載			
177	ISO20000(ITサービスの)公的機関による認証を取得していること。	適合証明書に記載			
178	ISO14001(環境マネジメントシステム)の公的機関による認証を取得していること。	適合証明書に記載			
179	プライバシーマークの認定を取得していること。	適合証明書に記載			
180	ウ 受注実績				
181	入札参加者は、本業務と同規模以上の情報システムの構築及びITコンサルティングを実施した実績を有する者であること(発注者名、業務名称(非開示の場合にはその旨明記)、業務内容の概要、実施期間を記載した一覧表(任意様式)を提出すること)。				
182	8. 2 入札制限				
183	次の事業者(再委託先等を含む。)及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年11月27日大蔵省令第59号)第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者は、入札には参加できない。				
184	① 環境省 CIO 補佐官及びその支援スタッフ等の属する事業者				
185	環境省 CIO 補佐官、技術アドバイザー及びその支援スタッフ等(常時勤務を要しない官職を示す職員、「一般職の任期付職員」の採用及び給与の特例に関する法律(平成12年11月27日法律第125号)に規定する任期付職員及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」(平成12年12月22日法律第224号)に基づき交流採用された職員を除く。)が現に属する又は過去2年間に属していた事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年11月27日大蔵省令第59号)第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者などの緊密な利害関係を有する事業者は、本書に示す調達について入札に参加することはできない。また、環境省 CIO 補佐官等がその職を辞職した後に所属する事業者の所属部門(辞職後の期間が2年に満たない場合に限り。)についても、入札に参加することを認めないものとする。				
186	9. 再委託に関する事項				
187	9. 1 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件				
188	受注者は再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。				
189	再委託先における情報セキュリティの確保については受注者の責任とする。				
190	受注者は、業務を一括して第三者に請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面によって原子力規制委員会の承認を得た場合は、この限りではない。				
191	前項において第三者にて請け負わせる場合、責任者及び補佐の業務については請け負わせてはならない。				
192	9. 2 承認手続				
193	本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した別添の再委託承認申請書を原子力規制委員会に提出し、あらかじめ承認を受けること。				
194	前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を原子力規制委員会に提出し、承認を受けること。				
195	再委託の相手方が更に委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合(以下「再々委託」という。)には、当該再々委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再々委託を行う業務の範囲を書面で報告すること。				
196	9. 3 再委託先の契約違反等				
197	再委託先において、本調達仕様書に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受注者が一切の責任を負うとともに、原子力規制委員会は、当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。				
198	10. その他特記事項				
199	業務の遂行に当たっては、問題点や課題の指摘に留まらず、その有効的な解決の提示とそれに係る必要な調査も実施すること。				
200	業務の円滑な遂行を実現するため、必要な時に積極的に調整等を実施すること。また積極的に問題や課題の早期発見に努め、主体的かつ迅速に、その解決に取り組むこと。				
201	調達仕様書に定めた作業は、現時点で想定されるものを記述したものである。今後、各作業等に変更が生じた場合は、原子力規制庁と協議の上、柔軟に対応すること。				
202	設計・開発の過程において、通常、生じ得るレベルの変更等、軽微な追加については柔軟に対応すること。				
203	調達仕様書に記載のある作業について、その実現方法が調達仕様書に具体的に記載されておらず、設計・開発の過程で具体化した場合もしくは実現方法等が調達仕様書と異なる方式となった場合については、原子力規制庁と協議の上、対応すること。				
204	保守期間については、すべての作業をあらかじめ予算化された通年等の保守契約の中で実施すること。				
205	11. 資料閲覧要領				
206	閲覧場所: 原子力規制委員会原子力規制庁放射線規制部門内 閲覧期間及び時間: 平成30年6月11日～平成30年6月22日 10時～17時 閲覧手続: 最大5名まで。閲覧にて知り得た内容については、入札の検討以外には使用しないこと。また、本調達に関与しない者等に情報が漏えいしないように留意すること。閲覧資料の複写等による閲覧内容の記録は行わないこと。なお、資料閲覧は必須とし、当該資料を熟読の上応札すること。資料閲覧を実施していない業者の応札は認めない。 連絡先: 原子力規制委員会原子力規制庁 放射線防護グループ 放射線規制部門 (電話: 03-5114-2155)				
207	12. 附属文書				
208	ア 要件定義書				
209	「別紙1 要件定義書」に準ずること。				
210	イ 参考資料				
211	「別紙1 要件定義書」に準ずること。				
212	ウ 閲覧資料				
213	現行システムの設計書等				

番号	要件	回答における注意事項	回答	回答補足	別添資料の該当箇所																								
1	1. 業務要件の定義																												
2	1.1 業務実施手順に関する事項																												
3	(1) 業務の範囲(業務機能とその階層)																												
4	本業務の対象となる2つのシステムにて、運用されている業務範囲は以下のとおりである。なお、システムの更新業務は「②放射線源登録管理システム」のみ、保守業務は「①放射線障害防止総合管理システム」及び「②放射線源登録管理システム」が対象である。																												
5	①放射線障害防止総合管理システム																												
6	放射線障害防止法に基づいて各事業所より提出される申請・届出書類を基に、各審査官が当該システムのデータベースに入力を行い、データベースの更新・維持及び共有を行う。																												
7	維持されたデータベースを基に、許可(承認)証の印刷、主任者免状の印刷、検査用資料の出力、統計資料の元データの出力、事業者情報の管理・比較を行う。																												
8	定期的に放射線源登録管理システムとの情報連携作業を行うとともに、当該システムのデータと放射線源登録管理システムのデータの照合を適宜行う。																												
9	②放射線源登録管理システム																												
10	法令で定められた特定の放射能以上の密封された放射線源について、各事業所より、受払情報、在庫情報、輸出入情報、廃棄情報、製造情報等の報告を受け、報告内容の確認とシステム内のDBとの照合を行う。																												
11	報告された輸出入情報に関して、国内法令及びIAEAの行動規範に照らし、適切に実施されているか確認を行う。																												
12	報告期日(受払情報であれば15日以内)を過ぎた事業所に対し、確認と注意喚起を行う。																												
13	定期的に放射線障害防止総合との情報連携作業を行うとともに、当該システムのデータと本システムのデータの照合を適宜行う。																												
14	(2) 業務フロー図																												
15	閲覧資料を参照すること。																												
16	(3) 業務の実施に必要な体制																												
17	①放射線障害防止総合管理システム																												
18	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施体制</th> <th>組織概要</th> <th>補足</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力規制庁職員</td> <td>窓口における各種申請・届出等の受付及び審査を行う。 上記審査を踏まえ、放射線障害防止総合管理システムのデータベースに反映すべき情報を反映する。 放射線障害防止総合管理システムのデータベースを基に、必要に応じて許可(承認)証の印刷、主任者免状の印刷、検査用資料の出力、統計資料の元データの出力、事業者情報の管理・比較を行う。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運用保守業者</td> <td>定期的に放射線源登録管理システムとの情報連携作業を行うとともに、当該システムのデータと放射線源登録管理システムのデータの照合等を適宜行う。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施体制	組織概要	補足	原子力規制庁職員	窓口における各種申請・届出等の受付及び審査を行う。 上記審査を踏まえ、放射線障害防止総合管理システムのデータベースに反映すべき情報を反映する。 放射線障害防止総合管理システムのデータベースを基に、必要に応じて許可(承認)証の印刷、主任者免状の印刷、検査用資料の出力、統計資料の元データの出力、事業者情報の管理・比較を行う。		運用保守業者	定期的に放射線源登録管理システムとの情報連携作業を行うとともに、当該システムのデータと放射線源登録管理システムのデータの照合等を適宜行う。																				
実施体制	組織概要	補足																											
原子力規制庁職員	窓口における各種申請・届出等の受付及び審査を行う。 上記審査を踏まえ、放射線障害防止総合管理システムのデータベースに反映すべき情報を反映する。 放射線障害防止総合管理システムのデータベースを基に、必要に応じて許可(承認)証の印刷、主任者免状の印刷、検査用資料の出力、統計資料の元データの出力、事業者情報の管理・比較を行う。																												
運用保守業者	定期的に放射線源登録管理システムとの情報連携作業を行うとともに、当該システムのデータと放射線源登録管理システムのデータの照合等を適宜行う。																												
19	②放射線源登録管理システム																												
20	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施体制</th> <th>組織概要</th> <th>補足</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力規制庁職員</td> <td>窓口における各種報告等の受付及び内容確認、放射線源登録管理システム内のデータベースとの照合を行う。 上記確認の結果、放射線源登録管理システムのデータベースに反映すべき情報を反映する。 各種報告の期日(受払情報であれば15日以内)を過ぎた事業所に対し、確認と注意喚起を行う。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運用保守業者</td> <td>定期的に放射線障害防止総合管理システムとの情報連携作業を行うとともに、当該システムのデータと放射線源登録管理システムのデータの照合等を適宜行う。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施体制	組織概要	補足	原子力規制庁職員	窓口における各種報告等の受付及び内容確認、放射線源登録管理システム内のデータベースとの照合を行う。 上記確認の結果、放射線源登録管理システムのデータベースに反映すべき情報を反映する。 各種報告の期日(受払情報であれば15日以内)を過ぎた事業所に対し、確認と注意喚起を行う。		運用保守業者	定期的に放射線障害防止総合管理システムとの情報連携作業を行うとともに、当該システムのデータと放射線源登録管理システムのデータの照合等を適宜行う。																				
実施体制	組織概要	補足																											
原子力規制庁職員	窓口における各種報告等の受付及び内容確認、放射線源登録管理システム内のデータベースとの照合を行う。 上記確認の結果、放射線源登録管理システムのデータベースに反映すべき情報を反映する。 各種報告の期日(受払情報であれば15日以内)を過ぎた事業所に対し、確認と注意喚起を行う。																												
運用保守業者	定期的に放射線障害防止総合管理システムとの情報連携作業を行うとともに、当該システムのデータと放射線源登録管理システムのデータの照合等を適宜行う。																												
21	(4) 入出力情報項目及び取扱量																												
22	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務処理</th> <th>画面名</th> <th>画面概要</th> <th>入出力の区分</th> <th>主な入出力情報項目</th> <th>取扱量</th> <th>利用目的</th> <th>補足</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業者登録</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>入力/出力</td> <td>登録事業者</td> <td>約 17,500 件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告受付</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>入力/出力</td> <td>報告情報</td> <td>約 80 万件</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	業務処理	画面名	画面概要	入出力の区分	主な入出力情報項目	取扱量	利用目的	補足	事業者登録	—	—	入力/出力	登録事業者	約 17,500 件			報告受付	—	—	入力/出力	報告情報	約 80 万件						
業務処理	画面名	画面概要	入出力の区分	主な入出力情報項目	取扱量	利用目的	補足																						
事業者登録	—	—	入力/出力	登録事業者	約 17,500 件																								
報告受付	—	—	入力/出力	報告情報	約 80 万件																								
23	1.2 規模に関する事項																												
24	(1) システムの利用者数																												
25	①放射線障害防止総合管理システム																												
26	<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用者</th> <th>主な利用拠点</th> <th>主な利用時間帯</th> <th>利用者数</th> <th>補足</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力規制庁職員</td> <td>本庁</td> <td>8時30～18時15分 ※土日祝日及び年末年始を除く</td> <td>30名</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	利用者	主な利用拠点	主な利用時間帯	利用者数	補足	原子力規制庁職員	本庁	8時30～18時15分 ※土日祝日及び年末年始を除く	30名																			
利用者	主な利用拠点	主な利用時間帯	利用者数	補足																									
原子力規制庁職員	本庁	8時30～18時15分 ※土日祝日及び年末年始を除く	30名																										
27	②放射線源登録管理システム																												
28	<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用者</th> <th>主な利用拠点</th> <th>主な利用時間帯</th> <th>利用者数</th> <th>補足</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線源利用事業者</td> <td>事業者拠点</td> <td>24時間 365日</td> <td>約 500 社</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子力規制庁職員</td> <td>本庁</td> <td>8時30～18時15分 ※土日祝日及び年末年始を除く</td> <td>1名</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	利用者	主な利用拠点	主な利用時間帯	利用者数	補足	放射線源利用事業者	事業者拠点	24時間 365日	約 500 社		原子力規制庁職員	本庁	8時30～18時15分 ※土日祝日及び年末年始を除く	1名														
利用者	主な利用拠点	主な利用時間帯	利用者数	補足																									
放射線源利用事業者	事業者拠点	24時間 365日	約 500 社																										
原子力規制庁職員	本庁	8時30～18時15分 ※土日祝日及び年末年始を除く	1名																										
29	(2) 単位(年、月、日、時間等)当たりの処理件数																												
30	本業務の単位あたりの処理件数は次の表のとおりである。																												
31	<p>表 1-2-2 処理件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">処理件数</th> <th rowspan="2">補足</th> </tr> <tr> <th>定常時</th> <th>ピークの特性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請及び届出、登録の件数(平成 28 年度)</td> <td>約 16000 件/年(障害システム), 約 6000 件/年(線源システム)</td> <td>年度末に集中</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	処理件数		補足	定常時	ピークの特性	申請及び届出、登録の件数(平成 28 年度)	約 16000 件/年(障害システム), 約 6000 件/年(線源システム)	年度末に集中																			
項目	処理件数		補足																										
	定常時	ピークの特性																											
申請及び届出、登録の件数(平成 28 年度)	約 16000 件/年(障害システム), 約 6000 件/年(線源システム)	年度末に集中																											
32	1.3 時期・時間に関する事項																												
33	(1) 業務の時期・時間																												
34	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施時期・期間</th> <th>実施・提供時間</th> <th>補足</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常期</td> <td>4, 5, 7～3 月</td> <td>8:30～18:15</td> <td>線源システムの受付は 24 時間 365 日</td> </tr> <tr> <td>繁忙期</td> <td>8 月</td> <td>8:30～18:15</td> <td>線源システムの受付は 24 時間 365 日</td> </tr> </tbody> </table>		実施時期・期間	実施・提供時間	補足	通常期	4, 5, 7～3 月	8:30～18:15	線源システムの受付は 24 時間 365 日	繁忙期	8 月	8:30～18:15	線源システムの受付は 24 時間 365 日	業務の実施期間・提供時間を理解した場合は○を回答すること。															
	実施時期・期間	実施・提供時間	補足																										
通常期	4, 5, 7～3 月	8:30～18:15	線源システムの受付は 24 時間 365 日																										
繁忙期	8 月	8:30～18:15	線源システムの受付は 24 時間 365 日																										
35	1.4 場所等に関する事項																												

番号	要件	回答における注意事項	回答	回答補足	別添資料の該当箇所																										
36	(1) 実施場所																														
37	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所名</th> <th>実施体制</th> <th>実施業務</th> <th>所在地</th> <th>補足</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁(六本木ファーストビル)</td> <td>原子力規制庁職員</td> <td>放射線障害防止総合管理システム及び放射線源登録管理システムを用いた業務</td> <td>東京都港区六本木1-9-9</td> <td>システムを使用する端末及び場所が、規制庁内に限定されることとなる。</td> </tr> <tr> <td>庁外データセンター</td> <td>行政LAN運用事業者</td> <td>行政LANに関わる公開サーバ等の運用</td> <td>神奈川県</td> <td></td> </tr> <tr> <td>請負者</td> <td>請負者</td> <td>保守用のリモート接続端末から庁外データセンターに接続する。運用監視、各種ログ取得、ホームページ告知掲載等を実施する。</td> <td>請負者</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>問い合わせの保守受付窓口を設置し、障害対応及び操作支援等の運用保守業務を実施する。</td> <td>請負者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	場所名	実施体制	実施業務	所在地	補足	本庁(六本木ファーストビル)	原子力規制庁職員	放射線障害防止総合管理システム及び放射線源登録管理システムを用いた業務	東京都港区六本木1-9-9	システムを使用する端末及び場所が、規制庁内に限定されることとなる。	庁外データセンター	行政LAN運用事業者	行政LANに関わる公開サーバ等の運用	神奈川県		請負者	請負者	保守用のリモート接続端末から庁外データセンターに接続する。運用監視、各種ログ取得、ホームページ告知掲載等を実施する。	請負者				問い合わせの保守受付窓口を設置し、障害対応及び操作支援等の運用保守業務を実施する。	請負者		業務の実施場所を理解した場合は○を回答すること。				
場所名	実施体制	実施業務	所在地	補足																											
本庁(六本木ファーストビル)	原子力規制庁職員	放射線障害防止総合管理システム及び放射線源登録管理システムを用いた業務	東京都港区六本木1-9-9	システムを使用する端末及び場所が、規制庁内に限定されることとなる。																											
庁外データセンター	行政LAN運用事業者	行政LANに関わる公開サーバ等の運用	神奈川県																												
請負者	請負者	保守用のリモート接続端末から庁外データセンターに接続する。運用監視、各種ログ取得、ホームページ告知掲載等を実施する。	請負者																												
		問い合わせの保守受付窓口を設置し、障害対応及び操作支援等の運用保守業務を実施する。	請負者																												
38	(2) 設備、物品等資源の定義方法																														
39	ア. 放射線障害防止総合管理システム																														
40	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>量</th> <th>補足</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ラック</td> <td>1</td> <td>既存のものを活用。</td> </tr> <tr> <td>LAN環境</td> <td>1式</td> <td>なお、クローズドLAN環境のラック等については、規制庁が準備したものを利用する。</td> </tr> <tr> <td>AC電源</td> <td>22VA(容量)、2箇所、2系統</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空調装置</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	量	補足	ラック	1	既存のものを活用。	LAN環境	1式	なお、クローズドLAN環境のラック等については、規制庁が準備したものを利用する。	AC電源	22VA(容量)、2箇所、2系統		空調装置	1式		既存のものあるいは規制庁が準備したものを活用求める事項のため本プロジェクトにおいて不要とする														
種類	量	補足																													
ラック	1	既存のものを活用。																													
LAN環境	1式	なお、クローズドLAN環境のラック等については、規制庁が準備したものを利用する。																													
AC電源	22VA(容量)、2箇所、2系統																														
空調装置	1式																														
41	イ. 放射線源登録管理システム																														
42	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>量</th> <th>補足</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ラック</td> <td>1</td> <td>既存のものを活用。</td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td>1式</td> <td>なお、行政LAN運用事業者が運用するデータセンターのラック、電源設備、空調設備、基幹スイッチ、DNS、NTP、SMTP等については、行政LAN運用事業者が準備したものを利用する。</td> </tr> <tr> <td>空調装置</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基幹スイッチ</td> <td>2式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外部用DNS</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内部用DNS</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>NTP</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>SMTP</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	量	補足	ラック	1	既存のものを活用。	電源	1式	なお、行政LAN運用事業者が運用するデータセンターのラック、電源設備、空調設備、基幹スイッチ、DNS、NTP、SMTP等については、行政LAN運用事業者が準備したものを利用する。	空調装置	1式		基幹スイッチ	2式		外部用DNS	1式		内部用DNS	1式		NTP	1式		SMTP	1式		既存のものあるいは規制庁が準備したものを活用求める事項のため本プロジェクトにおいて不要とする		
種類	量	補足																													
ラック	1	既存のものを活用。																													
電源	1式	なお、行政LAN運用事業者が運用するデータセンターのラック、電源設備、空調設備、基幹スイッチ、DNS、NTP、SMTP等については、行政LAN運用事業者が準備したものを利用する。																													
空調装置	1式																														
基幹スイッチ	2式																														
外部用DNS	1式																														
内部用DNS	1式																														
NTP	1式																														
SMTP	1式																														
43	1.5 管理すべき指標に関する事項																														
44	本システムの管理すべき指標は次の表のとおりである。																														
45	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>指標</th> <th>目標値</th> <th>計測方法</th> <th>計測周期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>【性能指標】 平均応答時間</td> <td>平常時、概ね3秒以内 ピーク時、概ね8秒以内</td> <td>システム調査</td> <td>1回/年</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>【信頼指標】 稼働率</td> <td>24時間365日稼働 稼働率99.5% (停止時間：年間44時間)</td> <td>(稼働予定時間-停止時間)/稼働予定時間×100</td> <td>1回/年</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>【信頼指標】 平均復旧時間MTTR</td> <td>主任者情報へのアクセス記録管理を適正化する</td> <td>復旧時間合計/復旧回数合計</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table>	No.	指標	目標値	計測方法	計測周期	1	【性能指標】 平均応答時間	平常時、概ね3秒以内 ピーク時、概ね8秒以内	システム調査	1回/年	2	【信頼指標】 稼働率	24時間365日稼働 稼働率99.5% (停止時間：年間44時間)	(稼働予定時間-停止時間)/稼働予定時間×100	1回/年	3	【信頼指標】 平均復旧時間MTTR	主任者情報へのアクセス記録管理を適正化する	復旧時間合計/復旧回数合計	1回/年										
No.	指標	目標値	計測方法	計測周期																											
1	【性能指標】 平均応答時間	平常時、概ね3秒以内 ピーク時、概ね8秒以内	システム調査	1回/年																											
2	【信頼指標】 稼働率	24時間365日稼働 稼働率99.5% (停止時間：年間44時間)	(稼働予定時間-停止時間)/稼働予定時間×100	1回/年																											
3	【信頼指標】 平均復旧時間MTTR	主任者情報へのアクセス記録管理を適正化する	復旧時間合計/復旧回数合計	1回/年																											
46	1.6 情報システム化の範囲に関する事項																														
47	(1) 放射線障害防止総合管理システム																														
48	法令に基づいて各事業所より提出される申請・届出書類を基に、各審査官が当該システムのデータベースに入力を行い、データベースの更新・維持及び共有を行う。																														
49	維持されたデータベースを基に、許可(承認)証の印刷、主任者免状の印刷、検査用資料の出力、統計資料の元データの出力、事業者情報の管理・比較を行う。																														
50	定期的に放射線源登録管理システムとの情報連携作業等を行うとともに、当該システムのデータと放射線源登録管理システムのデータの照合等を行う。																														
51	(2) 放射線源登録管理システム																														
52	法令で定められた特定の放射能以上の密封された放射線源について、各事業所より、受払情報、在庫情報、輸出入情報、廃棄情報、製造情報等の報告を受け、報告内容の確認とシステム内のDBとの照合を行う。																														
53	報告された輸出入情報に関して、国内法令及びIAEAの行動規範に照らし、適切に実施されているか確認を行う。																														
54	報告期日(受払情報であれば15日以内)を過ぎた事業所に対し、確認と注意喚起を行う。																														
55	定期的に放射線障害防止総合との情報連携作業等を行うとともに、当該システムのデータと本システムのデータの照合等を行う。																														
56	2. 機能要件の定義																														
57	2.1 機能に関する事項																														
58	2.1.1 放射線障害防止総合管理システム																														
59	放射線障害防止総合管理システムは、以下3つのサブシステムから成り立っており、サブシステムは、それぞれ専用のアプリケーションソフトウェア((1)放射線障害防止総合管理サブシステム、(2)申請書閲覧サブシステム、(3)ファイル共有サブシステム)により運用される。																														
60	(1) 放射線障害防止総合管理サブシステム																														
61	① 職員認証機能																														
62	職員のログイン認証																														
63	② メニュー機能																														
64	システムのメニュー表示																														
65	③ 主任者運用機能																														
66	放射線取扱主任者に関する管理(資格所有者氏名・免状番号・取得日など)																														
67	④ 事業所運用機能																														
68	放射性同位元素の使用等の許可や届出の内容等を管理(事業所に関する事項(名称・所在地など)・許可届出の内容(核種・数量など)・予防規程届出日・主任者選任解任など)																														
69	⑤ 立入検査機能																														
70	立入検査結果に関する管理(検査者・結果等のデータ)																														
71	⑥ 管理状況報告書機能																														

別紙1. 機能項目一覧(必須・要件定義書部分)

番号	要件	回答における注意事項	回答	回答補足	別添資料の該当箇所
72	毎年6月30日までに提出される当該報告書に関する管理				
73	⑦申請書管理機能				
74	氏名等に係る変更届に関する管理				
75	⑧統計処理機能				
76	システム内にある事業所の統計に関する管理				
77	⑨マスタ保守機能				
78	システム内にある普遍的なデータ等に関する管理				
79	⑩連携データ出力機能				
80	放射線源登録管理システムとの連携データを出力。				
81	(2)申請書閲覧サブシステム				
82	申請者イメージファイルの検索・閲覧				
83	(3)ファイル共有サブシステム				
84	申請書データ等のデータ共有				
85	2.1.2 放射線源登録管理システム				
86	放射線源登録管理システムは、報告対象となる事業者が本制度に係る報告をオンライン上で行えるようにするためのマイクロソフト製エクセル(以下「エクセル」という。)報告様式サブシステム及び事業者側サブシステム、ならびに規制当局が報告情報を管理するための職員側サブシステムの3つのサブシステムを備えており、専用のアプリケーションソフトウェア(放射線源登録管理システム)により運用される。				
87	(1)エクセル報告様式サブシステム				
88	①報告用電子データフォーム入力機能				
89	報告データの入力				
90	②報告用電子データ生成機能				
91	報告用電子データの生成				
92	(2)事業者側サブシステム				
93	①使用者等認証機能				
94	使用者等のログイン認証				
95	②報告用電子データ送信機能				
96	報告用電子データの送信・登録				
97	③お知らせ内容表示機能				
98	お知らせ情報の閲覧				
99	④様式ダウンロード機能				
100	報告用電子データ生成ツールのダウンロード				
101	(3)職員側サブシステム ※平成30年3月よりサービス停止中				
102	①職員認証機能				
103	職員のログイン認証				
104	②メニュー機能				
105	線源職員側サブシステムのメニュー表示				
106	③事業者向けお知らせ情報の掲載機能				
107	上述の「(3)職員側サブシステム」は、メーカーサポート切れのフレームワーク(「Apache Struts 1.2」)を利用していたため、「平成29年度放射線障害防止法に係る運用管理システム アプリケーション等の改修業務」において、サービスを停止した。このフレームワークの更新業務は本件の所掌外だが、アプリケーション及びデータの移行とお知らせ情報の掲載については本調達に含める。				
108	2.2 画面に関する事項				
109	「放射線障害防止総合管理システム」、「放射線源登録管理システム」とも画面に関する変更はないため取り扱い事項は定義しない。				
110	2.3 帳票に関する事項				
111	「放射線障害防止総合管理システム」、「放射線源登録管理システム」とも帳票に関する変更はないため取り扱い事項は定義しない。以下、参考まで帳票の名称一覧を記す。帳票ソフトウェアは「Crystal Reports」を利用しており、クライアントPCのランタイム環境により動作する。				
112	2.3.1 放射線障害防止総合管理システム				
113	1. 第1種放射線取扱主任者免状				
114	2. 第2種放射線取扱主任者免状(一般)				
115	3. 特定第2種放射線取扱主任者免状				
116	4. 第3種放射線取扱主任者免状				
117	5. 第2種放射線取扱主任者免状				
118	6. 事業所一覧				
119	7. 検査履歴一覧				
120	8. 検査カード				
121	9. 検査カード裏				
122	10. 管理カード				
123	11. 主任者情報				
124	12. 予防規程受付年月日				
125	13. 放射性同位元素等使用許可証				

別紙1. 機能項目一覧(必須・要件定義書部分)

番号	要件	回答における注意事項	回答	回答補足	別添資料の 該当箇所
126	14.放射性同位元素等使用承認証				
127	15.放射性同位元素使用届受理通知				
128	16.放射性同位元素販売業許可証				
129	17.放射性同位元素等廃棄業許可証				
130	18.放射性同位元素買業許可証				
131	19.略称許可証				
132	20.貯蔵能力(密封されていない放射性同位元素)				
133	21.貯蔵能力(密封されている放射性同位元素)				
134	22.使用数量等(密封されていない放射性同位元素)				
135	23.密封されていない放射性同位元素				
136	24.使用数量等(密封されている放射性同位元素)				
137	25.使用数量等(密封されている放射性同位元素)				
138	26.密封されている放射性同位元素の種類				
139	27.放射線発生装置				
140	28.『放射線管理状況報告書』申請書1				
141	29.『放射線管理状況報告書』申請書1の別紙-I				
142	30.『放射線管理状況報告書』申請書1の別紙-II				
143	31.『放射線管理状況報告書』申請書1の別紙-III				
144	32.『放射線管理状況報告書』申請書2				
145	33.『放射線管理状況報告書』申請書2の別紙-II				
146	34.『放射線取扱主任者選任・解任』申請書				

別紙1. 機能項目一覧(必須・要件定義書部分)

番号	要件	回答における注意事項	回答	回答補足	別添資料の該当箇所
147	35.『届出使用に関する氏名等の変更届』申請書1				
148	36.『届出使用に関する氏名等の変更届』申請書2				
149	37.事業所数の許認可別統計				
150	38.事業所数の都道府県別統計				
151	39.事業所数の利用形態別統計				
152	40.密封貯蔵能力の事業所数統計				
153	41.密封貯蔵能力の数量統計				
154	42.非密封貯蔵能力の事業所数統計				
155	43.非密封貯蔵能力の数量統計				
156	44.装置機器の使用許可台数統計				
157	45.放射線発生装置の使用許可台数統計				
158	46.従事者機関別統計				
159	47.従事者分布別統計				
160	48.主任者機関別統計				
161	49.主任者一覧				
162	50.主任者受講状況一覧				
163	2.3.2 放射線源登録管理システム				
164	1. 報告線源詳細情報				
165	2. 放射線源固有情報				
166	3. 放射線源の所持に関する情報				
167	4. 在庫確認情報				
168	5. カテゴリ毎・事業者一覧				
169	6. カテゴリ毎・線源一覧				
170	7. 核種毎・事業者一覧				
171	8. 核種毎・線源一覧				
172	9. 核種毎・放射線源登録数(線源数及び所有事業所数)				
173	10. カテゴリ毎・放射線源報告数				
174	11. 核種毎・放射線源報告数				
175	12. 利用通知書				
176	13. 仮データベース一覧				
177	14. 本データベース一覧				
178	15. 放射線源一覧				
179	16. 線源カタログ一覧				
180	17. 装置機器カタログ一覧				
181	18. 事業所一覧				
182	19. 事業所詳細				
183	20. 特定放射性同位元素に係る報告書(エクセル版)				
184	2.4 情報・データに関する事項				
185	「放射線障害防止総合管理システム」、「放射線源登録管理システム」とも情報・データに関する変更はないため取り扱い事項は定義しない。万が一、請負者の作業により情報・データに削除・修正などの変更が生じた場合には、請負者の責任と負担により情報・データを復旧させること。				
186	2.5 外部インターフェースに関する事項				
187	「放射線障害防止総合管理システム」、「放射線源登録管理システム(庁内設置部分)」とも外部インターフェースに関する変更はないため取り扱い事項は定義しない。なお、現行の「放射線源登録管理システム(庁外設置部分)」は庁外データセンター内に設置されており、一部機能を庁外データセンター内の他システムと共有しているため、本調達作業により他システムに影響を与えないこと。万が一、他システムに影響を与えた場合には、請負者の責任と負担において影響を取り除くこと。				
188	3. 非機能要件の定義				
189	3.1 ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項				
190	(1) 情報システムの利用者の種類、特性				
191	No.	利用者区分	利用者の種類	特性	
	1	原子力規制 庁職員	当該システム利用者	・ 現行システムに習熟している。 ・ ITリテラシーが高くない職員も存在する。	

番号	要件	回答における注意事項	回答	回答補足	別添資料の該当箇所																																																																										
192	(2) ユーザビリティ																																																																														
193	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>ユーザビリティ分類</th> <th>ユーザビリティ要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>効率性</td> <td>職員の業務効率性を考慮し、現行のシステムから大幅に使い勝手を変えないこと。セキュリティ対策等の理由により使い勝手に変化が生じる場合は、職員の特性を踏まえた上で極力平易に使えるよう手立てを講ずること。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ヘルプ</td> <td>・利用者が必要とする際に、ヘルプ情報やマニュアル等を参照できるようにすること。 ・ヘルプ情報やマニュアル等は、職員の特性を踏まえ、平易に理解できるよう配慮すること。</td> </tr> </tbody> </table>	No.	ユーザビリティ分類	ユーザビリティ要件	1	効率性	職員の業務効率性を考慮し、現行のシステムから大幅に使い勝手を変えないこと。セキュリティ対策等の理由により使い勝手に変化が生じる場合は、職員の特性を踏まえた上で極力平易に使えるよう手立てを講ずること。	2	ヘルプ	・利用者が必要とする際に、ヘルプ情報やマニュアル等を参照できるようにすること。 ・ヘルプ情報やマニュアル等は、職員の特性を踏まえ、平易に理解できるよう配慮すること。																																																																					
No.	ユーザビリティ分類	ユーザビリティ要件																																																																													
1	効率性	職員の業務効率性を考慮し、現行のシステムから大幅に使い勝手を変えないこと。セキュリティ対策等の理由により使い勝手に変化が生じる場合は、職員の特性を踏まえた上で極力平易に使えるよう手立てを講ずること。																																																																													
2	ヘルプ	・利用者が必要とする際に、ヘルプ情報やマニュアル等を参照できるようにすること。 ・ヘルプ情報やマニュアル等は、職員の特性を踏まえ、平易に理解できるよう配慮すること。																																																																													
194	(3) アクセシビリティ要件																																																																														
195	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>アクセシビリティ分類</th> <th>アクセシビリティ要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>日本語対応</td> <td>・サーバを構成するすべてのハードウェア、ソフトウェアにおいて、日本語の処理ができること。 ・ただし、BIOS 設定画面を除く。 ・利用運用上において実質的に支障がないと原子力規制委員会が認めた部分については、この限りではない。</td> </tr> </tbody> </table>	No.	アクセシビリティ分類	アクセシビリティ要件	1	日本語対応	・サーバを構成するすべてのハードウェア、ソフトウェアにおいて、日本語の処理ができること。 ・ただし、BIOS 設定画面を除く。 ・利用運用上において実質的に支障がないと原子力規制委員会が認めた部分については、この限りではない。																																																																								
No.	アクセシビリティ分類	アクセシビリティ要件																																																																													
1	日本語対応	・サーバを構成するすべてのハードウェア、ソフトウェアにおいて、日本語の処理ができること。 ・ただし、BIOS 設定画面を除く。 ・利用運用上において実質的に支障がないと原子力規制委員会が認めた部分については、この限りではない。																																																																													
196	3.2 システム方式に関する事項																																																																														
197	当システムの主要部分は原子力規制委員会原子力規制庁内に設置されたクローズドLAN内に構築されており、既存である。「放射線源登録管理システム」の行外データセンター機器の更新にあたっては、以下の方針・方式に基づき実施すること。																																																																														
198	(1) 情報システムの構成に関する全体の方針																																																																														
199	情報システムの構成に係る全体の方針は次の表のとおりである。																																																																														
200	<table border="1"> <thead> <tr> <th>全体方針の分類</th> <th>全体方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>システムアーキテクチャ</td> <td>・各要件を考慮して最適なものを選択すること。</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア製品の活用方針</td> <td>・広く市場に流通し、利用実績を十分に有するソフトウェア製品を活用する。 ・一部ソフトウェア製品又は製品のバージョンは別添2「ハードウェア及びソフトウェア構成」を参照し構成すること。 ・ソフトウェア製品の指定がない場合、可能な限りオープンソースソフトウェア（OSS）製品（ソースコードが無料で公開され、改良や再配布を行うことが誰に対しても許可されているソフトウェア製品）の活用を図る。ただし、それらのOSS製品のサポートが確実に継続されていることを確認しなければならない。</td> </tr> <tr> <td>システム基盤の方針</td> <td>・システム基盤は、定められた要件に基づきシステム構成を行うこと。（3.2.(2) システムの全体構成）を参照のこと。</td> </tr> </tbody> </table>	全体方針の分類	全体方針	システムアーキテクチャ	・各要件を考慮して最適なものを選択すること。	ソフトウェア製品の活用方針	・広く市場に流通し、利用実績を十分に有するソフトウェア製品を活用する。 ・一部ソフトウェア製品又は製品のバージョンは別添2「ハードウェア及びソフトウェア構成」を参照し構成すること。 ・ソフトウェア製品の指定がない場合、可能な限りオープンソースソフトウェア（OSS）製品（ソースコードが無料で公開され、改良や再配布を行うことが誰に対しても許可されているソフトウェア製品）の活用を図る。ただし、それらのOSS製品のサポートが確実に継続されていることを確認しなければならない。	システム基盤の方針	・システム基盤は、定められた要件に基づきシステム構成を行うこと。（3.2.(2) システムの全体構成）を参照のこと。																																																																						
全体方針の分類	全体方針																																																																														
システムアーキテクチャ	・各要件を考慮して最適なものを選択すること。																																																																														
ソフトウェア製品の活用方針	・広く市場に流通し、利用実績を十分に有するソフトウェア製品を活用する。 ・一部ソフトウェア製品又は製品のバージョンは別添2「ハードウェア及びソフトウェア構成」を参照し構成すること。 ・ソフトウェア製品の指定がない場合、可能な限りオープンソースソフトウェア（OSS）製品（ソースコードが無料で公開され、改良や再配布を行うことが誰に対しても許可されているソフトウェア製品）の活用を図る。ただし、それらのOSS製品のサポートが確実に継続されていることを確認しなければならない。																																																																														
システム基盤の方針	・システム基盤は、定められた要件に基づきシステム構成を行うこと。（3.2.(2) システムの全体構成）を参照のこと。																																																																														
201	(2) システムの全体構成																																																																														
202	本システムの全体構成は次の図のとおりである。 【図3.2-1 本システムの全体構成】																																																																														
203																																																																															
204	(3) 開発方式及び開発手法																																																																														
205	放射線源登録管理システムの更新にあたっては、既存のミドルウェア及びデータベース等のソフトウェア製品のバージョンアップ（構築時点での最新化）、及びセキュリティアップデートによる脆弱性対策を行う。その際、放射線源登録管理システムの現行のアプリケーション機能が更新後においても同等に動作するように確認し動作保証すること。	開発方式を理解した場合は○を回答すること。																																																																													
206	新規に導入するセキュリティ可視化装置においては、データセンター側に設置するセグメント内におけるトラフィックの流通状態、異常発生、ファイアウォールへの攻撃検知をリアルタイムで把握できるセキュリティ製品を導入し、検知されたイベント情報（セキュリティアラートログ）をもとに通信状況を視覚的（グラフィカル）に把握できるように設定すること。	開発方式を理解した場合は○を回答すること。																																																																													
207	3.3 規模に関する事項																																																																														
208	(1) 機器数及び設置場所																																																																														
209	「放射線源登録管理システム」及び「放射線源登録管理システム」の機器数及び設置場所は下表のとおりである。 【表3.3-1 放射線源登録管理システムの機器等】																																																																														
210	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>機器の区分</th> <th>機器数</th> <th>設置場所</th> <th>補足</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>AP兼DBサーバ</td> <td>一式</td> <td>クローズドLAN</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>運用管理サーバ</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>ラックコンソール/ラックコンソールスイッチ</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>イメージファイル用NAS</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>バックアップ用NAS</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>無停電電源装置</td> <td>二式</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>放射線源登録システム専用端末</td> <td>一式</td> <td>行外データセンターと直結</td> <td>規制庁内LANとは接続しない</td> </tr> </tbody> </table>	No.	機器の区分	機器数	設置場所	補足	1	AP兼DBサーバ	一式	クローズドLAN		2	運用管理サーバ	一式			3	ラックコンソール/ラックコンソールスイッチ	一式			4	イメージファイル用NAS	一式			5	バックアップ用NAS	一式			6	無停電電源装置	二式			7	放射線源登録システム専用端末	一式	行外データセンターと直結	規制庁内LANとは接続しない																																						
No.	機器の区分	機器数	設置場所	補足																																																																											
1	AP兼DBサーバ	一式	クローズドLAN																																																																												
2	運用管理サーバ	一式																																																																													
3	ラックコンソール/ラックコンソールスイッチ	一式																																																																													
4	イメージファイル用NAS	一式																																																																													
5	バックアップ用NAS	一式																																																																													
6	無停電電源装置	二式																																																																													
7	放射線源登録システム専用端末	一式	行外データセンターと直結	規制庁内LANとは接続しない																																																																											
211	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>機器の区分</th> <th>機器数</th> <th>設置場所</th> <th>補足</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>仮想基盤（ホスト）</td> <td>二式</td> <td>行外データセンター</td> <td>更新対象</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>運用管理サーバ</td> <td>一式</td> <td>ター</td> <td>更新対象</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>ストレージ装置</td> <td>一式</td> <td></td> <td>更新対象</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>ネットワーク情報可視化ソフトウェア</td> <td>一式</td> <td></td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>監視用アプライアンス</td> <td>一式</td> <td></td> <td>更新対象</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>バックアップ装置</td> <td>一式</td> <td></td> <td>更新対象</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>スイッチングハブ</td> <td>二式</td> <td></td> <td>更新対象</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>ファイアウォール</td> <td>二式</td> <td></td> <td>更新対象</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>ラックコンソール</td> <td>一式</td> <td></td> <td>更新対象</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>VFN装置</td> <td>一式</td> <td></td> <td>現用</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>終端装置（ONU）</td> <td>一式</td> <td></td> <td>現用</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>VFN装置</td> <td>一式</td> <td>請負者</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>終端装置（ONU）</td> <td>一式</td> <td></td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>保守用端末</td> <td>一式</td> <td></td> <td>新設</td> </tr> </tbody> </table>	No.	機器の区分	機器数	設置場所	補足	1	仮想基盤（ホスト）	二式	行外データセンター	更新対象	2	運用管理サーバ	一式	ター	更新対象	3	ストレージ装置	一式		更新対象	4	ネットワーク情報可視化ソフトウェア	一式		新設	5	監視用アプライアンス	一式		更新対象	6	バックアップ装置	一式		更新対象	7	スイッチングハブ	二式		更新対象	8	ファイアウォール	二式		更新対象	9	ラックコンソール	一式		更新対象	10	VFN装置	一式		現用	11	終端装置（ONU）	一式		現用	12	VFN装置	一式	請負者	新設	13	終端装置（ONU）	一式		新設	14	保守用端末	一式		新設			
No.	機器の区分	機器数	設置場所	補足																																																																											
1	仮想基盤（ホスト）	二式	行外データセンター	更新対象																																																																											
2	運用管理サーバ	一式	ター	更新対象																																																																											
3	ストレージ装置	一式		更新対象																																																																											
4	ネットワーク情報可視化ソフトウェア	一式		新設																																																																											
5	監視用アプライアンス	一式		更新対象																																																																											
6	バックアップ装置	一式		更新対象																																																																											
7	スイッチングハブ	二式		更新対象																																																																											
8	ファイアウォール	二式		更新対象																																																																											
9	ラックコンソール	一式		更新対象																																																																											
10	VFN装置	一式		現用																																																																											
11	終端装置（ONU）	一式		現用																																																																											
12	VFN装置	一式	請負者	新設																																																																											
13	終端装置（ONU）	一式		新設																																																																											
14	保守用端末	一式		新設																																																																											

番号	要件	回答における注意事項	回答	回答補足	別添資料の該当箇所																														
212	<p>仮想基盤のゲストサーバの割り当て想定スペックは、下表のとおりである。</p> <p>【表3. 3-3 仮想基盤のゲストサーバの要求スペック】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>サーバ名</th> <th>CPU割当</th> <th>メモリ割当</th> <th>ディスク容量割当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>Webサーバ</td> <td>2コア以上</td> <td>4GB以上</td> <td>100GB以上</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>APサーバ</td> <td>4コア以上</td> <td>8GB以上</td> <td>120GB以上</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>DBサーバ</td> <td>2コア以上</td> <td>6GB以上</td> <td>120GB以上</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>ログ収集管理サーバ</td> <td>4コア以上</td> <td>8GB以上</td> <td>1TB以上</td> </tr> </tbody> </table>	No.	サーバ名	CPU割当	メモリ割当	ディスク容量割当	1	Webサーバ	2コア以上	4GB以上	100GB以上	2	APサーバ	4コア以上	8GB以上	120GB以上	3	DBサーバ	2コア以上	6GB以上	120GB以上	4	ログ収集管理サーバ	4コア以上	8GB以上	1TB以上									
No.	サーバ名	CPU割当	メモリ割当	ディスク容量割当																															
1	Webサーバ	2コア以上	4GB以上	100GB以上																															
2	APサーバ	4コア以上	8GB以上	120GB以上																															
3	DBサーバ	2コア以上	6GB以上	120GB以上																															
4	ログ収集管理サーバ	4コア以上	8GB以上	1TB以上																															
213	(2) データ量																																		
214	「1.1業務実施手順に関する事項(4)入出力情報項目及び取扱量」を参照のこと。																																		
215	(3) 利用者数																																		
216	「1.2規模に関する事項」を参照のこと。																																		
217	3.4 性能に関する事項																																		
218	「1.5管理すべき指標に関する事項」及び「3.11情報システム稼働環境に関する事項」を参照のこと。「放射線登録管理システム」の庁外データセンター機器の更新に関する性能については、本文の添付資料「放射線登録管理システム」の庁外データセンター機器の更新に関するハードウェア及びソフトウェアの仕様要件を参照のこと。																																		
219	3.5 信頼性に関する事項																																		
220	「1.5管理すべき指標に関する事項」及び「3.11情報システム稼働環境に関する事項」を参照のこと。																																		
221	3.6 拡張性に関する事項																																		
222	「3.11情報システム稼働環境に関する事項」を参照のこと。																																		
223	3.7 上位互換性に関する事項																																		
224	クライアント端末のOS及びウェブブラウザのバージョンアップに備え、ソフトウェア製品の特定バージョンに依存する機能の利用を最低限とすること。																																		
225	納入する各ソフトウェアの動作をサポートすること。各ソフトウェアのバージョンアップ時に、容易にバージョンアップが可能となるよう本システムで提供する機能に関しては、製品の変更及び特殊な作り込みを排除すること。																																		
226	3.8 中立性に関する事項																																		
227	本調達の請負者以外の業者による本システム運用業務の遂行を可能とすることを目的とし、原則として本システムの構成要素(ハードウェア及びソフトウェア等)には、仕様の公開されたプロセッサ及びインターフェース規格等、可能な限りオープンな技術を採用し、特定の業者でなければ導入できない製品及び技術は利用しないこと。																																		
228	3.9 継続性に関する事項																																		
229	(1) 災害や事故等が発生した場合において、本業務の継続性を確保するために必要な要件やそのための方策について検討の上、原子力規制庁職員(以下、「担当官」という)と協議すること。																																		
230	(2) 大規模な災害が発生し、当庁が被災した場合においては、システムの一時停止もやむを得ないものとする。保守契約の範囲を超える被災時の復旧作業については、本調達の範囲には含まないこととする。																																		
231	3.10 情報セキュリティに関する事項																																		
232	(1) 情報セキュリティ対策要件																																		
233	請負者は、下記の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。																																		
234	<p>【表3. 10-1 情報セキュリティ対策要件一覧】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>情報セキュリティ対策</th> <th>対策に係る要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>主権保証</td> <td>・システムによるサービスを許可された者のみに提供するため、システムにアクセスする主体のうちサービス利用者の認証を行う機能として、識別コード(ID)とパスワードの方式を採用すること。 ・パスワードの定期的な変更や世代管理等の厳格なパスワードポリシーによる管理機能を備えること。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>権限管理</td> <td>・主体のアクセス権を適切に管理するため、主体が利用するアカウント(識別コード、主体保証情報、権限等)を管理(登録、更新、停止、削除等)するための機能を備えること。 ・システムの利用範囲を利用者の属性に応じて制御するため、システム内のアクセス権を属性に応じて制御する機能を備えるとともに、アクセス権の割り当てを適切に設計すること。 ・アカウントを制御し、各アカウントの活動の記録と管理をする。 ・権限を有する管理者による不正を防止するため、管理者権限を制御する機能を備えること。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>システムの構成管理</td> <td>・情報セキュリティインシデントの発生原因を明らかにし、情報セキュリティインシデントの発生時に迅速に対応するため、構成時の情報システムの構成(ハードウェア、ソフトウェア及びサービス構成)に関する詳細な記録が記録された文書を提供するとともに、文書どおりの構成とすること。 ・各種製品の脆弱性に関する情報が開示された場合、原子力規制庁に内容を提示し承認を得て改善を実施すること。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>不正プログラムの感染防止</td> <td>・機器等の開発工程において、府省庁が意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。 ・不正プログラム(ウイルス、ワーム、ボット等)による感染に備えるため、想定される不正プログラムの感染経路の全てにおいて感染を防止する機能を備えるとともに、新たに発見される不正プログラムに対応するために機能の更新が可能であること。 ・システム全体として不正プログラムの感染防止機能を確実に動作させるため、当該機能の動作状況及び更新状況を一元管理する機能を備えること。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>セキュリティ監視・可視化</td> <td>・情報セキュリティ監視のため、リアルタイムでシステム内の通信状況を把握できる仕組みを導入し、セキュリティインシデントへの対応としてセキュリティアラート等を検出及び表示する仕組みを導入すること。</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>ログの蓄積・管理</td> <td>・システムに対する不正行為の検知、発生原因の特定に用いるために、情報システムの利用記録、機密情報の発生に関するログを蓄積し、収集後のログを改ざん不能な状態で、少なくとも1年間の期間を管理すること。(最終的な保管期間については、担当官との協議すること。)</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>ログの保護</td> <td>・ログの不正な改ざんや削除を防止するため、ログに関するアクセス制御機能を備えること。</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>時刻の正確性確保</td> <td>・情報セキュリティインシデント発生時の原因調査や不正行為の追跡において、ログの分析等を容易にするため、システム内の機器を正確な時刻に同期する機能を備えること。</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>暗号化及び電子署名</td> <td>・システムに蓄積された情報の窃取や漏えいを防止するため、情報へのアクセスを制限できる機能を備えること。また、保護すべき情報を利用者が直接アクセス可能な状態に保存しないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	No.	情報セキュリティ対策	対策に係る要件	1	主権保証	・システムによるサービスを許可された者のみに提供するため、システムにアクセスする主体のうちサービス利用者の認証を行う機能として、識別コード(ID)とパスワードの方式を採用すること。 ・パスワードの定期的な変更や世代管理等の厳格なパスワードポリシーによる管理機能を備えること。	2	権限管理	・主体のアクセス権を適切に管理するため、主体が利用するアカウント(識別コード、主体保証情報、権限等)を管理(登録、更新、停止、削除等)するための機能を備えること。 ・システムの利用範囲を利用者の属性に応じて制御するため、システム内のアクセス権を属性に応じて制御する機能を備えるとともに、アクセス権の割り当てを適切に設計すること。 ・アカウントを制御し、各アカウントの活動の記録と管理をする。 ・権限を有する管理者による不正を防止するため、管理者権限を制御する機能を備えること。	3	システムの構成管理	・情報セキュリティインシデントの発生原因を明らかにし、情報セキュリティインシデントの発生時に迅速に対応するため、構成時の情報システムの構成(ハードウェア、ソフトウェア及びサービス構成)に関する詳細な記録が記録された文書を提供するとともに、文書どおりの構成とすること。 ・各種製品の脆弱性に関する情報が開示された場合、原子力規制庁に内容を提示し承認を得て改善を実施すること。	4	不正プログラムの感染防止	・機器等の開発工程において、府省庁が意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。 ・不正プログラム(ウイルス、ワーム、ボット等)による感染に備えるため、想定される不正プログラムの感染経路の全てにおいて感染を防止する機能を備えるとともに、新たに発見される不正プログラムに対応するために機能の更新が可能であること。 ・システム全体として不正プログラムの感染防止機能を確実に動作させるため、当該機能の動作状況及び更新状況を一元管理する機能を備えること。	5	セキュリティ監視・可視化	・情報セキュリティ監視のため、リアルタイムでシステム内の通信状況を把握できる仕組みを導入し、セキュリティインシデントへの対応としてセキュリティアラート等を検出及び表示する仕組みを導入すること。	6	ログの蓄積・管理	・システムに対する不正行為の検知、発生原因の特定に用いるために、情報システムの利用記録、機密情報の発生に関するログを蓄積し、収集後のログを改ざん不能な状態で、少なくとも1年間の期間を管理すること。(最終的な保管期間については、担当官との協議すること。)	7	ログの保護	・ログの不正な改ざんや削除を防止するため、ログに関するアクセス制御機能を備えること。	8	時刻の正確性確保	・情報セキュリティインシデント発生時の原因調査や不正行為の追跡において、ログの分析等を容易にするため、システム内の機器を正確な時刻に同期する機能を備えること。	9	暗号化及び電子署名	・システムに蓄積された情報の窃取や漏えいを防止するため、情報へのアクセスを制限できる機能を備えること。また、保護すべき情報を利用者が直接アクセス可能な状態に保存しないこと。				
No.	情報セキュリティ対策	対策に係る要件																																	
1	主権保証	・システムによるサービスを許可された者のみに提供するため、システムにアクセスする主体のうちサービス利用者の認証を行う機能として、識別コード(ID)とパスワードの方式を採用すること。 ・パスワードの定期的な変更や世代管理等の厳格なパスワードポリシーによる管理機能を備えること。																																	
2	権限管理	・主体のアクセス権を適切に管理するため、主体が利用するアカウント(識別コード、主体保証情報、権限等)を管理(登録、更新、停止、削除等)するための機能を備えること。 ・システムの利用範囲を利用者の属性に応じて制御するため、システム内のアクセス権を属性に応じて制御する機能を備えるとともに、アクセス権の割り当てを適切に設計すること。 ・アカウントを制御し、各アカウントの活動の記録と管理をする。 ・権限を有する管理者による不正を防止するため、管理者権限を制御する機能を備えること。																																	
3	システムの構成管理	・情報セキュリティインシデントの発生原因を明らかにし、情報セキュリティインシデントの発生時に迅速に対応するため、構成時の情報システムの構成(ハードウェア、ソフトウェア及びサービス構成)に関する詳細な記録が記録された文書を提供するとともに、文書どおりの構成とすること。 ・各種製品の脆弱性に関する情報が開示された場合、原子力規制庁に内容を提示し承認を得て改善を実施すること。																																	
4	不正プログラムの感染防止	・機器等の開発工程において、府省庁が意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。 ・不正プログラム(ウイルス、ワーム、ボット等)による感染に備えるため、想定される不正プログラムの感染経路の全てにおいて感染を防止する機能を備えるとともに、新たに発見される不正プログラムに対応するために機能の更新が可能であること。 ・システム全体として不正プログラムの感染防止機能を確実に動作させるため、当該機能の動作状況及び更新状況を一元管理する機能を備えること。																																	
5	セキュリティ監視・可視化	・情報セキュリティ監視のため、リアルタイムでシステム内の通信状況を把握できる仕組みを導入し、セキュリティインシデントへの対応としてセキュリティアラート等を検出及び表示する仕組みを導入すること。																																	
6	ログの蓄積・管理	・システムに対する不正行為の検知、発生原因の特定に用いるために、情報システムの利用記録、機密情報の発生に関するログを蓄積し、収集後のログを改ざん不能な状態で、少なくとも1年間の期間を管理すること。(最終的な保管期間については、担当官との協議すること。)																																	
7	ログの保護	・ログの不正な改ざんや削除を防止するため、ログに関するアクセス制御機能を備えること。																																	
8	時刻の正確性確保	・情報セキュリティインシデント発生時の原因調査や不正行為の追跡において、ログの分析等を容易にするため、システム内の機器を正確な時刻に同期する機能を備えること。																																	
9	暗号化及び電子署名	・システムに蓄積された情報の窃取や漏えいを防止するため、情報へのアクセスを制限できる機能を備えること。また、保護すべき情報を利用者が直接アクセス可能な状態に保存しないこと。																																	
235	(2) 情報セキュリティ要件																																		
236	請負者は、下記の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。																																		
237	ア システムの開発工程において、原子力規制庁の意図しない変更が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、当該品質保証体制が書類等で確認できること。																																		
238	イ システムに原子力規制庁の意図しない変更が行われるなどの不正が見付かったときに、追跡調査や立入検査等、原子力規制庁と請負者が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。また、当該体制が書類等で確認できること。																																		
239	ウ 請負者の資本関係、役員等の情報、作業要員の氏名、所属、実績、国籍等の情報が把握できること。																																		
240	エ 請負者の情報セキュリティ対策の実施について、以下の要件を満たすこと。																																		
241	(1) 情報セキュリティインシデントが発生した場合、原因分析及び対処方法を担当官に報告し、承認を得ること。																																		
242	(2) 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況について担当官に定期的に報告を行うこと。																																		
243	(3) 情報セキュリティ対策の完了後1年以内に請負者側の責めによる情報セキュリティ対策の不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。																																		
244	オ 請負者は、担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。原子力規制庁より提供された要機密情報は、請負業務以外の目的で利用しないこと。また、本業務において請負者が作成する情報については、担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。																																		
245	カ 請負者は、機密性2を含む要保護情報を取り扱う保守端末について、盗難、不正な持ち出し、第三者による不正操作、表示用デバイスの盗み見等の物理的な脅威から保護すること。																																		
246	キ 請負者は、要保護情報を取り扱うサーバ装置について、サーバ装置の盗難、不正な持ち出し、第三者による不正操作、表示用デバイスの盗み見等の物理的な脅威から保護すること。																																		
247	ク 請負者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるときは請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。																																		
248	ケ 請負者は、担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、請負業務において請負者が作成した情報についても、担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。																																		
249	コ 請負者は、本業務におけるシステムの構築・改良等が完了し運用を開始する前に、請負者の品質管理責任者による品質報告及びセキュリティ報告を実施すること。セキュリティ報告には、脆弱性診断等の安全点検の結果を「脆弱性検査結果報告書」として作成し、担当官に報告すること。また、不備が指摘された場合は、運用開始までに適切な対応を実施すること。																																		
250	サ 請負者は、本業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を文書で報告すること。 (参考)原子力規制委員会情報セキュリティポリシー https://www.nsr.go.jp/data/000129977.pdf																																		

別紙1. 機能項目一覧(必須・要件定義書部分)

番号	要件	回答における注意事項	回答	回答補足	別添資料の該当箇所
251	シ. 請負者は、本業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を文面で報告すること。				
252	(3) システムのライフサイクル				
253	請負者は、下記の点に留意してライフサイクルを確保するものとする。				
254	ア. 請負者は、本システムを新規に構築、又は更改する際には、当該情報システム台帳を作成の上、セキュリティ要件に係る内容を記録又は記載し、当該内容について原子力規制庁に報告すること。				
255	イ. 請負者は、所管する本システムの情報セキュリティ対策を実施するために必要となる文書として、以下を網羅したシステム関連文書を整備すること。				
256	① システムを構成するサーバ装置及び端末関連情報				
257	② システム構成要素ごとの情報セキュリティ水準の維持に関する手順				
258	③ 情報セキュリティインシデントを認知した際の対処手順				
259	ウ. 請負者は、機器または開発等のライフサイクルで不正な変更が加えられないように管理を行う。また、原子力規制庁が確認できる仕組みを設けること。				
260	エ. 請負者は、情報セキュリティ対策の視点を加味して、機器等の納入時の確認・検査手続を整備し、原子力規制庁に承認を得ること。				
261	オ. 請負者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに応じた体制の整備を行うこと。				
262	カ. 請負者は、機器等を調達する場合には、「IT製品の調達におけるセキュリティ要件リスト」を参照し、利用環境における脅威を分析した上で、当該機器等に存在する情報セキュリティ上の脅威に対抗するためのセキュリティ要件を策定すること。				
263	キ. 請負者は、基盤となるシステムを利用してシステムを構築する場合は、基盤となるシステム全体の情報セキュリティ水準を低下させることのないよう、基盤となるシステムの情報セキュリティ対策に関する運用管理規程等に基づいたセキュリティ要件を適切に策定すること。				
264	ク. 請負者は、以下の事項を含む事項を適切に実施すること。				
265	① システムのセキュリティ要件の適切な実装				
266	② 情報セキュリティの観点に基づく試験の実施				
267	③ システムの開発環境及び開発工程における情報セキュリティ対策				
268	ケ. 請負者は、システムの保守において、「調達仕様書」及び本資料を確認のうえシステムに実装されたセキュリティ対策に従い適切に運用すること。				
269	コ. 請負者は、機器等の選定において、選定基準に対する機器等の適合性を確認し、その結果を機器等の選定における判断の一要素として活用すること。				
270	サ. 請負者は、システムの構築において、情報セキュリティの観点から必要な措置を講ずること。				
271	シ. 請負者は、構築したシステムを運用保守段階へ移行するに当たり、移行手順及び移行環境に関して、情報セキュリティの観点から必要な措置を講ずること。				
272	ス. 請負者は、機器等の納入時又はシステムの受入れ時の確認・検査において、仕様書等定められた検査手続に従い、情報セキュリティ対策に係る要件が満たされていることを確認すること。				
273	セ. 請負者は、基盤となるシステムを利用して構築されたシステムを運用する場合は、基盤となるシステムを整備し、運用管理する原子力規制委員会との責任分界に応じた運用管理体制の下、基盤となるシステムの運用管理規程等に従い、基盤全体の情報セキュリティ水準を低下させることのないよう、適切にシステムの運用設計を行うこと。				
274	ソ. 請負者は、不正な行為及び意図しないシステムへのアクセス等の事象が発生した際に追跡できるように、保守に係る作業についての記録を管理すること。				
275	タ. 請負者は、本システムの更新又は廃棄を行う場合は、当該システムに保存されている情報について、当該情報の格付及び取扱制限を考慮した上で、以下の措置を適切に講ずること。				
276	① 本システム更改時の情報の移行作業における情報セキュリティ対策				
277	② 本システム廃棄時の不要な情報の抹消				
278	チ. 請負者は、本システムの情報セキュリティ対策について新たな脅威の出現、監視等の状況により見直しを適時検討し、必要な措置を講ずること。				
279	(4) 情報システムの構成要素				
280	請負者は、下記の点に留意して構成要素を定義するものとする。				
281	ア. 請負者は、要保護情報を取り扱う端末について、端末の盗難、不正な持ち出し、第三者による不正操作、表示用デバイスの盗み見等の物理的な脅威から保護するための対策を講ずること。				
282	イ. 請負者は、要管理対策区域外で要機密情報を取り扱うモバイル端末について、盗難等の際に第三者により情報窃取されることを防止するための対策を講ずること。				
283	ウ. 請負者は、多様なソフトウェアを利用することにより脆弱性が存在する可能性が増大することを防止するため、端末で利用を認めるソフトウェア及び利用を禁止するソフトウェアを定めること。				
284	エ. 請負者は、利用を認めるソフトウェア及び利用を禁止するソフトウェアについて定期的に見直しを行うこと。				
285	オ. 請負者は、所管する範囲の端末で利用されている全てのソフトウェアの状態を定期的に調査し、不適切な状態にある端末を検出等した場合には、改善を図ること。				
286	カ. 請負者は、端末の契約期間が終了する際に、端末の電磁的記録媒体の全ての情報を抹消すること。				
287	キ. 請負者は、障害や過度のアクセス等によりサービスが提供できない事態となることを防ぐため、将来の見直しも考慮し、サービス提供に必要なサーバ装置を冗長構成にするなどにより可用性を確保すること。				
288	ク. 請負者は、多様なソフトウェアを利用することにより脆弱性が存在する可能性が増大することを防止するため、サーバ装置で利用を認めるソフトウェア及び利用を禁止するソフトウェアを定め、対策時に原子力規制庁に提示し承認を得ること。				
289	ケ. 請負者は、所管する範囲のサーバ装置の構成やソフトウェアの状態を年1回程度の頻度で確認し、不適切な状態にあるサーバ装置を検出等した場合には改善を図ること。				
290	コ. 請負者は、サーバ装置の契約期間が終了する際に、サーバ装置の電磁的記録媒体の全ての情報を抹消すること。				
291	3. 11 情報システム稼働環境に関する事項				
292	(1) ハードウェア・ソフトウェア構成				
293	ア システム構成図				
294	本システムのハードウェア構成図は「3. 2. (2) 情報システムの全体構成」及び「3. 3 規模に関する事項」を参照のこと。				
295	イ ハードウェア・ソフトウェア要件				

別紙1. 機能項目一覧(必須・要件定義書部分)

番号	要件	回答における注意事項	回答	回答補足	別添資料の該当箇所															
296	「放射線源登録管理システム」の庁外データセンター機器の更新については、本文の添付資料「放射線源登録管理システム」の庁外データセンター機器の更新に関するハードウェア及びソフトウェアの仕様要件を参照すること。																			
297	「放射線障害防止総合管理システム」と「放射線源登録管理システム」の運用支援及び保守業務に係るハードウェア及びソフトウェアの詳細仕様は、現行システムの設計書を参照すること。																			
298	ウ 機器据付要件																			
299	「放射線源登録管理システム」の庁外データセンター機器の更新に係る機器据付要件は下記のとおりである。																			
300	(ア) 基本要件																			
301	搬入及び据付調整、初期動作確認は、請負者の責任と負担において実施すること。																			
302	調達に係る機器等の搬入及び据付調整は、担当官及び行政LAN運用事業者の指示に従うこと。																			
303	調達に係る機器等の搬入の日程、方法等については、担当官と協議し、了承を得ること。																			
304	本調達に係る機器等の搬入及び据付調整等作業による諸設備の破損については、担当官及び行政LAN運用事業者の指示に従い、請負者の責任と負担において修復等を実施すること。																			
305	(イ) 機器据え付け要件																			
306	下記に記した機器一式の据え付けについては、担当官と協議をし、了承を得た日程に基づき実施すること。																			
307	機器の梱包材等は請負者の負担のもと、速やかに撤去すること。																			
308	設置場所への機器の据付に際しては、担当官及び行政LAN運用事業者が指定する搬入経路にて実施し、建造物に損傷を与えないよう処置を施すこと。																			
309	(ウ) その他要件																			
310	機器の搬入並びに梱包材等の撤去に係る輸送費用及びサーバ機器のラック搭載に必要な備品等の一切については、請負者の負担により実施するものとする。																			
311	(2) ネットワーク構成																			
312	ア ネットワーク構成図																			
313	本システム全体のネットワーク構成図は「3. 2. (2) 情報システムの全体構成」を参照のこと。																			
314	イ ネットワーク回線の要件																			
315	「放射線源登録管理システム」に係るネットワークの要件は下記のとおりである。なお、「放射線障害防止総合管理システム」と「放射線源登録管理システム」の運用保守業務のネットワークの詳細は現行システムの設計書を参照すること。																			
316	本調達で導入するサーバ、ネットワーク機器等は庁外データセンターにおける行政LAN運用事業者が構築・運用する業務LANセグメントに接続すること。																			
317	接続するにあたっては、行政LAN運用事業者の管理するL2スイッチとの接続方式、LANケーブルの必要本数およびIPアドレス等は、原子力規制委員会ネットワーク運用事業者と協議し決定すること。																			
318	現状、事業者からの線源登録等の報告を受けるための専用端末を原子力規制委員会原子力規制庁内に設置し、庁外データセンターに設置している報告受付サーバ(APサーバ)と専用回線(光回線)で接続し業務を行っている。これらの専用回線(光回線)の4年間(平成31年4月1日～平成35年3月31日)の継続利用に係る通信費用等を本調達に含めること。																			
319	なお、新たに専用回線(光回線)を敷設することも可能だが、旧回線の撤去工事、新回線工事及び通信機器手配等も本調達に含めるものとし、行政LAN運用事業者及び原子力規制委員会ネットワーク運用事業者と協議のうえ設置すること。旧回線の撤去は、請負者の責任と負担において現行回線事業者に再委託の上実施すること。																			
320	WAN回線は全て「帯域保証」とし、現行の回線と同帯域を提供すること。																			
321	WAN回線は閉域網とし、外部からのアクセスができないものであること。																			
322	WAN回線の終端には回線終端装置、WAN ルータ装置を設置すること。																			
323	WAN 回線は、イーサネット(レイヤ 2)のプロトコルによって制御すること。																			
324	WAN回線の帯域を処理可能なルータを提供すること。																			
325	WANルータ装置は、BGP、OSPF に対応していること。																			
326	WANルータ装置、回線終端装置は発注者が指定したラックへ収容するため、事前にサイズ、重量、設置機器台数の情報の提供を行うこと。																			
327	電源は OA タップを利用せず、ラック指定の電源を用いること。電源について発注者にて手配するため、事前に必要な電源口数、消費電力の情報の提供を行うこと。																			
328	WAN回線の敷設及び WAN ルータ装置の設置に当たって、必要があれば現地調査を実施し、現地調査の結果を報告すること。																			
329	WANルータ装置については、設定内容等を踏襲すること。																			
330	各拠点に回線敷設及び機器設置を実施すること。																			
331	WANルータ装置設置後は、対向地点と疎通試験を実施すること。																			
332	ネットワーク移行後に発注者が実施する業務確認(システム確認)にて正常性が確認されるまで、立会いを行うこと。																			
333	WAN回線、WANルータ装置含めて 24 時間 365 日死活監視を行うこと。																			
334	WAN回線及びWANルータ装置は 24 時間 365 日で保守すること。																			
335	WAN回線のトラフィック状況を把握でき、発注者がトラフィック状況の情報を求めた場合は、それに応じること。																			
336	WAN回線及びWANルータ装置の障害窓口を24時間365日で用意すること。																			
337	(3) 施設・設備要件																			
338	「放射線源登録管理システム」の庁外データセンター機器の更新で導入するサーバ、ネットワーク機器等は原子力規制委員会が指定する行政LAN運用事業者が運用する庁外データセンターに設置すること。																			
339	3. 12 テストに関する事項																			
340	(1) テストの基本要件																			
341	要件定義書に基づきテスト設計を行い、テスト仕様書で定義した各種テスト及び更新の影響のある機能も含めて正常性を担保すること。																			
342	各種テストの実施完了後、原子力規制委員会に対してテスト実施結果の報告を行うこと。																			
343	1. 情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの脆弱性を悪用した不正を防止するため、開発時及び構築時に脆弱性の有無を確認の上、運用上対処が必要な脆弱性は修正の上、テストを実施すること。																			
344	(2) テストの種類毎の要件																			
345	本業務における改修作業において、実施すべき各テスト及びテストの実施内容を下表に示す。																			
346	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>テストの種類</th> <th>テストの実施内容等</th> <th>テスト環境</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>結合テスト</td> <td>・ 請負業者へ一時的に納入される機器(ハードウェア及びソフトウェア)に対して構築を行い、機器自体の動作及び設定した機器内の各種サービス機能が設計通りに正しく動作するかテストする。</td> <td>請負者内</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>総合テスト</td> <td>・ 本番環境と同じような疑似的なシステム環境を整備し、各機器(ハードウェア及びソフトウェア)を接続した状態で、バックアップ・リカバリ、機器間の通信等の動作が運用手順書及び各種マニュアルのとおり正しく動作するか、異常ケースも含めて総合的にテストする。 ・ また、設定された機器上で放射線源登録管理システムの各アプリケーション機能が正しく動作するか総合的にテストする。</td> <td>請負者内</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>受入テスト</td> <td>・ 庁外データセンターに設置後の機器等を試運転させ、正常に動作するか、庁外データセンターの各サービス(時刻同期、DNSなど)の連携に問題はないか等のテストはもとより、外部(インターネット、原子力規制庁の報告受付用端末、請負者の保守端末)から正常にアクセスできるか確認する。 ・ 要件定義書に基づいた信頼性、性能・拡張性、セキュリティ等に関する要件が満たされているかを確認する。 ・ 受入テストにおいて原子力規制委員会の担当官が確認する作業については、担当官に負担が掛からないよう手順書の整備や作業支援を実施すること。</td> <td>本番環境</td> </tr> </tbody> </table>	No.	テストの種類	テストの実施内容等	テスト環境	1	結合テスト	・ 請負業者へ一時的に納入される機器(ハードウェア及びソフトウェア)に対して構築を行い、機器自体の動作及び設定した機器内の各種サービス機能が設計通りに正しく動作するかテストする。	請負者内	2	総合テスト	・ 本番環境と同じような疑似的なシステム環境を整備し、各機器(ハードウェア及びソフトウェア)を接続した状態で、バックアップ・リカバリ、機器間の通信等の動作が運用手順書及び各種マニュアルのとおり正しく動作するか、異常ケースも含めて総合的にテストする。 ・ また、設定された機器上で放射線源登録管理システムの各アプリケーション機能が正しく動作するか総合的にテストする。	請負者内	3	受入テスト	・ 庁外データセンターに設置後の機器等を試運転させ、正常に動作するか、庁外データセンターの各サービス(時刻同期、DNSなど)の連携に問題はないか等のテストはもとより、外部(インターネット、原子力規制庁の報告受付用端末、請負者の保守端末)から正常にアクセスできるか確認する。 ・ 要件定義書に基づいた信頼性、性能・拡張性、セキュリティ等に関する要件が満たされているかを確認する。 ・ 受入テストにおいて原子力規制委員会の担当官が確認する作業については、担当官に負担が掛からないよう手順書の整備や作業支援を実施すること。	本番環境			
No.	テストの種類	テストの実施内容等	テスト環境																	
1	結合テスト	・ 請負業者へ一時的に納入される機器(ハードウェア及びソフトウェア)に対して構築を行い、機器自体の動作及び設定した機器内の各種サービス機能が設計通りに正しく動作するかテストする。	請負者内																	
2	総合テスト	・ 本番環境と同じような疑似的なシステム環境を整備し、各機器(ハードウェア及びソフトウェア)を接続した状態で、バックアップ・リカバリ、機器間の通信等の動作が運用手順書及び各種マニュアルのとおり正しく動作するか、異常ケースも含めて総合的にテストする。 ・ また、設定された機器上で放射線源登録管理システムの各アプリケーション機能が正しく動作するか総合的にテストする。	請負者内																	
3	受入テスト	・ 庁外データセンターに設置後の機器等を試運転させ、正常に動作するか、庁外データセンターの各サービス(時刻同期、DNSなど)の連携に問題はないか等のテストはもとより、外部(インターネット、原子力規制庁の報告受付用端末、請負者の保守端末)から正常にアクセスできるか確認する。 ・ 要件定義書に基づいた信頼性、性能・拡張性、セキュリティ等に関する要件が満たされているかを確認する。 ・ 受入テストにおいて原子力規制委員会の担当官が確認する作業については、担当官に負担が掛からないよう手順書の整備や作業支援を実施すること。	本番環境																	
347	3. 13 移行に関する事項																			
348	請負者は、移行対象を明確化し移行方法及び手順、スケジュールや実施体制等については原子力規制庁と調整の上、移行作業を実施すること。																			
349	現行システムから移行を行う対象サーバは、本文の添付資料「放射線源登録管理システム」の庁外データセンター機器の更新に関するハードウェア及びソフトウェアの仕様要件に記載する機器を対象とする。																			
350	現行基盤稼働環境の OS 及びソフトウェア等については、請負者が必要数を準備すること。																			
351	(1) 移行リハーサル及び移行後作業																			
352	本システムのシステム移行及びデータ移行の手順は以下のとおりである																			
353	ア. 移行リハーサル(移行データの検証、移行時間の測定等)																			
354	・ 請負者は原子力規制庁及び行政LAN運用事業者と移行データの検証方法に関する認識合わせを行う。また「移行計画書」等に基づき移行リハーサルを実施し、移行リハーサルに向けた移行実施手順、移行スケジュールの検証を行う。なお、システム移行リハーサルは、システムの性格やリハーサルの結果によって、複数回実施する場合がある。																			
355	イ. システム移行後作業																			
356	運用が安定していることを確認後、データ移行用に準備したデータが存在する場合は原子力規制庁の承認を得て、データの削除を行う。																			
357	請負者はシステム移行後、「移行実施結果報告書」を原子力規制庁へ提出すること。																			
358	(2) 移行対象データ																			
359	「放射線源登録管理システム」の庁外データセンター機器の更新に関するデータの移行の要否は、次の表のとおりとする。																			
360	<table border="1"> <thead> <tr> <th>移行先</th> <th>対象のサブシステム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本調達で導入するサーバ、ネットワーク機器等へ移行</td> <td>・ 線源登録管理システム(事業者向け/職員向け)の各種業務データ(DB)及びアプリケーション</td> </tr> </tbody> </table>	移行先	対象のサブシステム	本調達で導入するサーバ、ネットワーク機器等へ移行	・ 線源登録管理システム(事業者向け/職員向け)の各種業務データ(DB)及びアプリケーション															
移行先	対象のサブシステム																			
本調達で導入するサーバ、ネットワーク機器等へ移行	・ 線源登録管理システム(事業者向け/職員向け)の各種業務データ(DB)及びアプリケーション																			
361	3. 14 教育に関する事項																			
362	請負者は、「放射線障害防止総合管理システム」と「放射線源登録管理システム」を運用する為の「運用管理者マニュアル」に変更が生じる場合は改訂版(あるいは新規版)を作成すること。変更が生じない場合においても、契約期間最終年度において最新版の「運用管理者マニュアル」の最新版を作成すること。作成にあたっては、以下の事項を考慮すること。																			
363	担当の実施する操作に対応した構成であること。																			
364	画面キャプチャを用いて、表示や遷移のイメージを理解し易い構成であること。																			
365	操作マニュアルの利便性を考慮した表記方法や文書ボリュームであること。																			
366	3. 15 運用に関する事項																			
367	請負者は、本システムの運用を支援するために必要な「運用計画書」及び「運用手順書」、「各種マニュアル」等を作成し、原子力規制庁の承認を受けること。																			

別紙1. 機能項目一覧(必須・要件定義書部分)

番号	要件	回答における注意事項	回答	回答補足	別添資料の該当箇所																		
368	運用支援業務においては、以下の内容を実施すること。																						
369	(1) 運用支援業務内容																						
370	本システムの運用支援業務に係る作業内容を以下に示す。																						
371	ア 定常時対応																						
372	(ア) バックアップ要件																						
373	既設のサーバ、ネットワーク機器等を用いたシステム(OS、ミドルウェアを含む。)及びデータのバックアップとリカバリ方法について、運用手順に変更がある場合は改訂した運用手順書を提示した上で実施すること。																						
374	(イ) 構成管理																						
375	本システムの機器の構成情報や設定変更情報を管理し、構成に変更が必要な場合は、その理由や影響等を提案書として報告すること。																						
376	受注者は、構成の変更が行われた場合は、該当するドキュメント類(構成管理台帳等)を更新し、提出すること。																						
377	本業務は、構成の変更を管理するものであり、構成の変更作業自体は構成管理業務の範囲外とする。																						
378	(ウ) セキュリティ管理																						
379	本システムで使用する各種ソフトウェアのセキュリティ情報等をメーカーのサイトから収集し、本システムの運用上、必要なものについては本システムへの影響とあわせて報告し、本システムへのセキュリティパッチ等の適用の可否について担当官と協議すること。ただし、セキュリティパッチ等を適用するにあたり、本システムの開発アプリケーションソフトウェアに改修が必要な場合は、調査報告書を提出するとともに、その対応方法について担当官と協議を行うこと。																						
380	構成変更に関するドキュメント類(構成管理台帳等)を更新し、提出すること。																						
381	(エ) 問合せ対応																						
382	担当官からの本システムに関する問合せ(例えば、構成管理やセキュリティ管理等)への対応や操作についての支援すること。																						
383	本システムの利用者からの問合せに、担当官からその対応について問合せがあった場合は、これを支援すること。																						
384	(オ) セキュリティ監査や各種調査への対応																						
385	原子力規制委員会が実施するセキュリティ監査等により、設定変更を伴う本システムへの対応指示等を受けた場合には、迅速な調査・検証を実施の上、対応について担当官と協議すること。																						
386	本システムに関する政府機関からの調査依頼あるいは対応指示事項に関して、担当官等から相談や調査依頼を受けた場合は、迅速かつ助言・参考資料提出等の支援を行うこと。																						
387	(カ) 主任者管理情報へのアクセス記録の分析(放射線障害防止総合管理システムのみ)																						
388	データベースに記録されている主任者管理画面での操作ログ(新規登録、更新、削除、検索、参照、印刷)を毎月取得し、アクセス状況の傾向等を分析した結果を報告すること。																						
389	イ 報告書の提出																						
390	(ア) 月次報告書																						
391	以下に示す項目について、月次で実施した作業の有無、内容をまとめて報告書を提出すること。 ・ 問合せ対応 ・ 構成管理 ・ セキュリティ管理																						
392	(イ) 年次報告書																						
393	年間の登録線源数及び事業者からの報告数を集計した統計資料をまとめた報告書を提出すること。																						
394	ウ 事業者向けお知らせ掲示板への情報掲載(放射線源登録管理システムのみ)																						
395	「放射線源登録管理システム」において、平成29年度末に職員PCと専用回線で接続しているデータセンターの線源システム(職員側サーバ)の利用を停止した。この影響により担当官による「事業者向けお知らせ掲示板」の操作が不可能となったため、この代替として、担当官が提示するお知らせ情報を「放射線源登録管理システム」に掲載する作業を受注者が実施すること。																						
396	エ 運用支援作業の改善提案																						
397	受注者は、年度末までに年間の運用・保守実績を取りまとめるとともに、必要に応じて運用・保守計画、運用・保守実施要領に対する改善提案を行うこと。																						
398	オ 引継ぎ																						
399	受注者は、原子力規制委員会が本システムの更改を行う際には、次期システムにおける要件定義支援事業者及び設計・開発事業者等に対し、作業経緯、残存課題等に関する情報提供及び質疑応答等の協力を行うこと。																						
400	受注者は、本契約の終了後に他の運用・保守事業者が本システムの運用を受注した場合には、次期運用支援事業者に対し、作業経緯、残存課題等についての引継ぎを行うこと。																						
401	カ ODB登録用シートの提出																						
402	本項は本調達の範囲外であるが、本業務の参考情報として基本事項を以下に示す。																						
403	(ア) 各データの変更管理																						
404	情報システムの運用において、開発規模の管理、ハードウェアの管理、ソフトウェアの管理、回線の管理、外部サービスの管理、施設の管理、公開ドメインの管理、取扱情報の管理、情報セキュリティ要件の管理、指標の管理の各項目についてその内容に変更が生じる作業をしたときは、当該変更を行った項目																						
405	(イ) 作業実績等の管理																						
406	情報システムの運用・保守中に取りまとめた作業実績、リスク、課題及び障害事由																						
407	3.16 保守に関する事項																						
408	請負者は、本システムにおける「保守計画書」及び「保守手順書」等を作成し、原子力規制庁の承認を受けること。																						
409	保守業務においては、以下の内容を考慮すること。																						
410	(1) 保守業務内容																						
411	請負者の保守対象は、本調達のハードウェア、ソフトウェア製品とする。システム基盤を利用する各サブシステムの障害時においては、原子力規制庁、原子力規制庁ネットワーク事業者及び行政LAN運用事業者と連携の上、原因解析支援、復旧支援を行うこと。																						
412	ア 定常時対応																						
413	請負者は、「保守作業計画書」及び「保守実施要領」に基づき、保守作業の内容や工数などの作業実績状況(本システムの脆弱性への対応状況を含む。)、サービスレベルの達成状況、本システムの定期点検状況、リスク・課題の把握・対応状況について「月次報告書」に取りまとめ提出すること。																						
414	請負者は、月間の保守実績を評価し、達成状況が目標に満たない場合はその要因の分析を行うとともに、達成状況の改善に向けた対応策を提案すること。																						
415	(ア) 稼働状態の確認																						
416	本システムの稼働を良好な状態に維持するため、半年に1回以上の頻度で、定期的に本システムの稼働状態等の確認を行うこと。																						
417	確認の結果、システムに異常、若しくは異常となる前兆が見られた場合は、担当官に報告するとともに、直ちに「イ 障害発生時対応」に示す障害対応の作業を行うものとする。																						
418	(イ) 申請書閲覧サブシステム用データの登録(放射線障害防止総合管理システムのみ対象)																						
419	担当官の指示に従い、光ディスクファイル等の外部記録媒体に記録された申請書閲覧サブシステム用のデータを職員端末上で申請書閲覧サブシステムを用いて、申請者イメージファイルの検索・閲覧ができるようにファイル変換等の作業を行うこと。																						
420	(ウ) クローズドLAN端末にインストールしたアプリケーションソフトウェアの保守(放射線障害防止総合管理システムのみ対象)																						
421	「放射線障害防止総合管理システム」について、職員の人事異動やクローズドLAN端末の故障交換等により、本システムの専用アプリケーションソフトウェアの再インストール等が必要になった場合には、担当官と調整の上、速やかに対応すること。なお、クローズドLAN端末の仕様については次の表のとおりである。																						
422	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>品名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>OS</td> <td>・ Microsoft Windows 7 Professional 32bit (次期更新までサポート契約が可能であることを確認済み)</td> </tr> <tr> <td>CPU</td> <td>・ 1.83GHz以上</td> </tr> <tr> <td>メモリ</td> <td>・ 4GB以上</td> </tr> <tr> <td>HDD</td> <td>・ 320GB以上</td> </tr> <tr> <td>Officeソフト</td> <td>・ Microsoft Office 2010 ・ 一太郎</td> </tr> <tr> <td>Webブラウザ</td> <td>・ Internet Explorer 11</td> </tr> <tr> <td>ウイルス対策ソフト</td> <td>・ Symantec Endpoint Protection</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>・ ノート型</td> </tr> </tbody> </table>	項目	品名等	OS	・ Microsoft Windows 7 Professional 32bit (次期更新までサポート契約が可能であることを確認済み)	CPU	・ 1.83GHz以上	メモリ	・ 4GB以上	HDD	・ 320GB以上	Officeソフト	・ Microsoft Office 2010 ・ 一太郎	Webブラウザ	・ Internet Explorer 11	ウイルス対策ソフト	・ Symantec Endpoint Protection	その他	・ ノート型				
項目	品名等																						
OS	・ Microsoft Windows 7 Professional 32bit (次期更新までサポート契約が可能であることを確認済み)																						
CPU	・ 1.83GHz以上																						
メモリ	・ 4GB以上																						
HDD	・ 320GB以上																						
Officeソフト	・ Microsoft Office 2010 ・ 一太郎																						
Webブラウザ	・ Internet Explorer 11																						
ウイルス対策ソフト	・ Symantec Endpoint Protection																						
その他	・ ノート型																						
423	イ 障害発生時対応																						
424	請負者は、本システムの障害発生時(又は発生が見込まれる時)には、原子力規制庁からの連絡を受け、障害発生時保守作業(原因調査、応急措置、報告等)を行うこと。障害には、情報セキュリティインシデントを含めるものとする。具体的な実施内容・手順は「保守作業計画書」及び「保守手順書」に基づいて行うこと。																						
425	請負者は、本システムの障害に関して事象の分析(発生原因、影響度、過去の発生実績、再発可能性等)を行い「障害対応報告書」を作成し、同様の事象が将来にわたって発生する可能性がある場合には、恒久的な対応策を提案すること。																						
426	(ア) ハードウェア障害対応																						
427	障害の原因が本システムの機器にある場合は、速やかに原因の特定、障害部品の交換を行い、48時間以内を目標にサービスの復旧を行うこと。																						
428	ハードウェア障害の復旧作業では、必要に応じて次に示す作業を実施すること。 ・ システム停止・起動操作 ・ ハードウェア復旧確認 ・ ハードウェアの環境設定 ・ バックアップの設定作業 ・ バックアップデータのリストア ・ システム動作確認																						
429	上記作業の他、サービスの復旧に必要となる作業が発生する場合には、担当官の承認を得た上で行うこと。																						
430	(イ) ソフトウェア障害対応																						
431	障害の原因が本システムの機器に搭載されたOS、ミドルウェアにある場合は、速やかに原因の特定を行い、ソフトウェアメーカー等から対策用パッチ(若しくは対応するバージョンアップ版)が提供されているときには、その適用作業を行うこと。																						
432	ソフトウェアメーカー等から対策用パッチが提供されていないときには、対策案の提示を行うこと。ただし、対策用のパッチを適用するにあたり本システムへの影響の有無について確認し報告すること。また、この場合において、本システムのプログラムに改修が必要な場合は、調査報告書を提出するとともに、その対応方法について担当官と協議を行った上で対応を行うこと。																						
433	ソフトウェア障害の復旧作業では、必要に応じて次に示す作業を実施すること。 ・ システム停止・起動操作 ・ ソフトウェア復旧確認 ・ ソフトウェアの環境設定 ・ バックアップの設定作業 ・ バックアップデータのリストア ・ システム動作確認																						
434	上記作業の他、サービスの復旧に必要となる作業が発生する場合には、担当官の承認を得た上で行うこと。																						
435	(ウ) 本システム用アプリケーションソフトウェア障害対応																						
436	障害の原因が本システム用のアプリケーションソフトウェアにある場合は、障害の解析結果を特定した上で、当該アプリケーションを復旧すること。																						

別紙1. 機能項目一覧(必須・要件定義書部分)

番号	要件	回答における注意事項	回答	回答補足	別添資料の該当箇所
437	本システム用のアプリケーションソフトウェア障害の復旧作業では、本システムを運用継続するために必要となる改修を実施すること。				
438	ただし、改修に48時間以上を要する場合には、本システムを運用継続するための代替策(暫定処置を含む)の提案すること。				

別紙1. 機能項目一覧(必須・要件定義書部分)

番号	要件	回答における注意事項	回答	回答補足	別添資料の該当箇所
439	アプリケーションソフトウェアの迅速性に担保がない等障害対応に支障を来す恐れがあると担当官が判断した場合には、請負者の責任と負担においてアプリケーション開発事業者に再委託の上、作業を実施すること。				
440	(エ) 外部システムに起因する障害対応				
441	障害発生原因が本システム外のシステム(例えばクラウドLANネットワークシステム等)にある場合は、外部システム向けに解析結果をまとめて提出すること。				
442	外部システム障害でその復旧に48時間以上を要する場合、本システムを運用継続するための対応策(暫定処置を含む)を検討して提案すること。				
443	外部システム側の障害が復旧した後、システムの正常動作を確認すること。また、外部システムとの切り分け方法やシステムの正常動作の確認方法について具体的な提案をすること。				
444	ウ 報告書の提出				
445	(ア) 障害対応報告書				
446	障害対応作業後、速やかに、障害内容、障害発生から復旧に至るまでの経過、障害発生原因、対応内容を記載した報告書を提出すること。				
447	(イ) 定期メンテナンス報告書				
448	定期メンテナンスを実施した後速やかに、作業の日時、内容、結果、対応者を記載した報告書を提出すること。				
449	(ウ) 月次報告書				
450	以下に示す項目について、月次で実施した作業の有無、内容等をまとめて報告書を提出すること。 ・ 障害対応報告 ・ 定期メンテナンス報告				
451	(エ) 年次報告書				
452	年間の保守作業実績をとりまとめた報告書を提出すること。				
453	エ 保守作業の改善提案				
454	請負者は、年度末までに必要に応じて「保守作業計画書」、及び「保守手順書」に対する改善提案を行うこと。				
455	オ 引継ぎ				
456	・ 請負者は、原子力規制庁が本システムの更改を行う際には、次期のシステム更改における請負業者等に対し、作業経緯、残存課題、設計書等に関する情報提供及び質疑応答等の協力を行うこと。				
457	添付資料:				
458	「放射線源登録管理システム」の庁外データセンター機器の更新に関わるハードウェア及びソフトウェアの仕様要件				
459	①「放射線源登録管理システム」のハードウェア及びソフトウェアの要件仕様を示す。				
460	② 共通仕様は「放射線源登録管理システム」を構成するハードウェア及びソフトウェア等の最低限必要な要求仕様を定義す				
461	③ なお、ハードウェア及びソフトウェアは5年間の保守サポート(ライセンス等)を含めるものとする。				
462	④「放射線源登録管理システム」を構成するハードウェア等は1ラック 42ユニット構成に収納できること。				
463	仮想基盤(ホスト)／ハードウェア(CPU)				
464	CPU性能は2.30GHz相当以上を有すること。				
465	各システムに必要な処理性能を割り当てられることが可能な x86 または x64 と同等のアーキテクチャ CPUを備えること。				
466	仮想基盤(ホスト)／ハードウェア(メモリ)				
467	各システムに必要な処理性能を割り当てられることが可能なメモリを備えること。				
468	メモリのエラー発生時にハードウェアにて自動的に誤りデータを補正できる機能(ECC 機能等)を有すること。				
469	メモリモジュールを最長24枚搭載可能であること。				
470	768GB以上のメモリを搭載可能であること。				
471	7,200rpm 以上の回転速度を有すること。				
472	仮想基盤(ホスト)／ハードウェア(ディスク装置)				
473	RAIDアレイ構成を搭載、ディスク装置の障害時にデータを保持できること。				
474	RAID 構成はRAID1以上とする。				
475	3.5インチハードディスクが搭載可能であること。				
476	2.5インチハードディスクを最大10本搭載可能であること。				
477	仮想基盤(ホスト)／ハードウェア(OSブート専用モジュール)				
478	システムボード上にOSの起動を高速化するモジュール(SATA Flash モジュール)が搭載可能であること。				
479	仮想基盤(ホスト)／ハードウェア(光学式ドライブ)				
480	OSブート可能な DVD-ROM 及び CD-ROM の読み込みに対応していること。				
481	CD、DVD、Blu-ray ディスクへの書き込みは不可能とする。				
482	仮想基盤(ホスト)／ハードウェア(LAN インタフェース)				
483	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T インタフェースを 4 ポート以上有し、10GBASE-Tを2ポート以上有すること。				
484	オンボードLANポートを用途に応じて選択できること。				
485	LANポートを最大16ポート以上搭載可能であること。				
486	8Gbps 以上の転送速度を有すること。				
487	仮想基盤(ホスト)／ハードウェア(サーバ監視機能)				
488	管理コンソールは、故障箇所の実機イメージでの表示が可能であること。				
489	ハードウェアの監視やエラー通知が可能であること。				
490	監視で取得したサーバ情報の過去のデータとの比較が可能であること。				
491	仮想サーバのCPU・メモリ・HDDのリソースを定期的に監視し、しきい値を超えた場合にシステム管理者へ通知可能であること。				
492	サーバ異常発生時に、警告灯と連携して光や音で異常を通知可能であること。				
493	仮想基盤(ホスト)／ソフトウェア(OS等)				
494	RedHatLinux Enterprise7以上とする。				
495	ウイルス対策を行うこと。				
496	仮想基盤(ホスト)／その他				
497	システムボード上にモジュールやコンポーネントの異常・故障を通知するLEDがあること。				
498	故障したDIMMが、システムボード上のDIMMSロットのLED点灯で特定できること。				
499	PCIカード故障をボード上でLED通知が可能であること。				
500	SASアレイコントローラカードの故障をボード上でLED通知可能であること。				
501	通電されていない状態でも、システムボード上にモジュールやコンポーネントの異常・故障をLED通知できること。				
502	システムボード上から、故障したファンのLED通知が可能であること。				
503	外面でファンの故障予兆を通知可能であること。				
504	(CSSランプで故障予兆の表示ができる)				
505	運用管理サーバ／ハードウェア(CPU)				
506	CPU性能は2.30GHz相当以上を有すること。				
507	各システムに必要な処理性能を割り当てられることが可能な x86 または x64 と同等のアーキテクチャ CPUを備えること。				
508	運用管理サーバ／ハードウェア(メモリ)				
509	各システムに必要な処理性能を割り当てられることが可能なメモリを備えること。				
510	メモリのエラー発生時にハードウェアにて自動的に誤りデータを補正できる機能(ECC 機能等)を有すること。				
511	メモリモジュールを最長24枚搭載可能であること。				
512	768GB以上のメモリを搭載可能であること。				
513	7,200rpm 以上の回転速度を有すること。				
514	運用管理サーバ／ハードウェア(ディスク装置)				
515	RAIDアレイ構成を搭載、ディスク装置の障害時にデータを保持できること。				
516	RAID 構成はRAID1以上とする。				
517	3.5インチハードディスクが搭載可能であること。				
518	2.5インチハードディスクを最大10本搭載可能であること。				
519	運用管理サーバ／ハードウェア(OSブート専用モジュール)				
520	システムボード上にOSの起動を高速化するモジュール(SATA Flash モジュール)が搭載可能であること。				
521	運用管理サーバ／ハードウェア(光学式ドライブ)				
522	OSブート可能な DVD-ROM 及び CD-ROM の読み込みに対応していること。				
523	CD、DVD、Blu-ray ディスクへの書き込みは不可能とする。				
524	運用管理サーバ／ハードウェア(LAN インタフェース)				
525	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T インタフェースを 4 ポート以上有し、10GBASE-Tを2ポート以上有すること。				
526	オンボードLANポートを用途に応じて選択できること。				
527	LANポートを最大16ポート以上搭載可能であること。				
528	8Gbps 以上の転送速度を有すること。				
529	運用管理サーバ／ハードウェア(サーバ監視機能)				
530	管理コンソールは、故障箇所の実機イメージでの表示が可能であること。				
531	ハードウェアの監視やエラー通知が可能であること。				
532	監視で取得したサーバ情報の過去のデータとの比較が可能であること。				
533	仮想サーバのCPU・メモリ・HDDのリソースを定期的に監視し、しきい値を超えた場合にシステム管理者へ通知可能であること。				
534	サーバ異常発生時に、警告灯と連携して光や音で異常を通知可能であること。				
535	運用管理サーバ／ソフトウェア(OS等)				
536	RedHatLinux Enterprise7以上とする。				
537	ウイルス対策を行うこと。				
538	運用管理サーバ／その他				
539	システムボード上にモジュールやコンポーネントの異常・故障を通知するLEDがあること。				
540	故障したDIMMが、システムボード上のDIMMSロットのLED点灯で特定できること。				
541	PCIカード故障をボード上でLED通知が可能であること。				
542	SASアレイコントローラカードの故障をボード上でLED通知可能であること。				
543	通電されていない状態でも、システムボード上にモジュールやコンポーネントの異常・故障をLED通知できること。				
544	システムボード上から、故障したファンのLED通知が可能であること。				
545	外面でファンの故障予兆を通知可能であること。				
546	(CSSランプで故障予兆の表示ができる)				
547	ストレージ／ハードウェア(メモリ)				
548	停電時にはシステムメモリ上のキャッシュデータを不揮発メモリに退避し、復電時までデータを保護すること。				
549	特定のアクセスでキャッシュを占有しないように制限可能なこと。				
550	ストレージ／ハードウェア(コントローラ)				
551	コントローラ数は2つ以上有すること。				
552	ストレージ／ハードウェア(ホストインタフェース)				
553	最大10Gbit/s(10GBASE-T)での接続が可能であること。				
554	iSCSIのインタフェースを4ポート以上有すること。				
555	ストレージ／ハードウェア(ディスク装置)				
556	同一インチの異なる種類のディスクドライブを同一ドライブエンクロージャー内に混在搭載可能であること。				
557	データストア用ディスクとして、3TB 10Krpm(RAID1+0)を有すること。				
558	バックアップ用ディスクとして、3TB 7.2Krpm(RAID6)を有すること。				
559	ストレージ／ハードウェア(電力消費量)				
560	使用頻度の低いディスクドライブに対し、一定期間ディスク回転を停止させ、消費電力を削減する運用が可能であること。				
561	ディスク回転の停止設定はGUIとCLIによりおこなえること。				
562	回転停止期間のスケジューリングは、RAIDグループごとに設定が可能であること。				
563	使用しない時間帯はディスクの回転停止に加え、ドライブへの電源供給を停止し、消費電力を削減する機能を有すること。				
564					
565					

別紙1. 機能項目一覧(必須・要件定義書部分)

番号	要件	回答における注意事項	回答	回答補足	別添資料の該当箇所
566	ストレージ/ハードウェア(ディスク管理等)				
567	予防交換が必要と判断したディスクドライブについて、冗長性を維持した状態でホットスワップディスクドライブヘッダを自動コピーし、コピー完了後に自動切替えを行う機能を有すること。				
568	高速リビルド機能を有すること。				
569	システム稼働中に、RAIDグループへディスクドライブを追加し、論理ボリューム(LUN)の新規作成が可能であること。				
570	ワイドストライピング機能により、複数のRAIDに跨ったボリュームを作成可能なこと。				
571	論理ボリュームを仮想化し、それに割り当てる物理ディスクは実際に使用するだけのストレージ容量とすることで、ストレージ容量の効率的な利用と初期投資の抑制が可能であること。				
572	VMwareが提供するvStorage APIs for Array Integration(VAAI)をサポートしていること。				
573	ストレージ/その他(管理機能)				
574	日本語によるGUI管理画面を提供すること。				
575	運用者に割り当てられる権限(ロール)は6つ以上に細分化可能なこと。				
576	イベントを外部サーバ(syslogサーバ)へ送信することが可能なこと。				
577	不審者からのアクセスを考慮し、管理用GUIへのアクセスや設定変更情報を監査ログとして外部サーバ送信することが可能なこと。				
578	ネットワーク情報可視化ソフトウェア/ハードウェア及びソフトウェア(CPU)				
579	3.6GHz 8Core(Core i7-4790相当)以上				
580	ネットワーク情報可視化ソフトウェア/ハードウェア及びソフトウェア(メモリ)				
581	8GB DDR3 1600MHz 以上				
582	ネットワーク情報可視化ソフトウェア/ハードウェア及びソフトウェア(ディスク)				
583	250GB(7200rpm, SATA)以上				
584	ネットワーク情報可視化ソフトウェア/ハードウェア及びソフトウェア(ビデオカード)				
585	NVIDIA Geforce GT720(1024MB)以上				
586	ネットワーク情報可視化ソフトウェア/ハードウェア及びソフトウェア(OS)				
587	RedHatLinux(CentOS)6系以上				
588	ネットワーク情報可視化ソフトウェア/ハードウェア及びソフトウェア(基本仕様)				
589	センサー、ゲート、アラート情報収集、可視化機能等が稼働するハードウェアを提供すること。各機能が稼働するのに十分なスペックを有すること。可視化機能用のサーバ以外は、同一サーバ筐体上に構成することも可。いずれのサーバも、IEEE802.3abに準拠した1000BASE-Tインタフェースを2ポート以上有すること。				
590	センサー、ゲート、アラート情報収集、可視化機能はソフトウェアで提供され、本機能専用のハードウェアまたは仮想マシンに実装して提供できること。なお、対象となるセンサー数、ゲート数により費用が増大しないこと。				
591	ネットワークセグメント間のネットワークトラフィックを送信元/送信先IPアドレスを元に通信の軌跡を表示できること。				
592	ネットワークセグメント間のネットワークトラフィックの流量をパケット数、またはデータ量によりリアルタイムに表示できること。				
593	セキュリティ製品等から受信したイベント情報(セキュリティアラートログ)から必要情報を抽出・保存し、アラートが発生した内容を元に表示できること。				
594	パケットの詳細として以下の内容が可視化ソフトウェアのマップ画面上に表示できること。(パケットが取得された時間、送信元・送信先IPアドレス、プロトコル、送信元・送信先ポート番号、以下のプロトコルが表示できること。(UDP, TCP SYN, TCP SYN/ACK, TCP ACK, TCP, FIN, TCP RST, TCP PUSH, TCP OTHER(TCPの上記以外)、ICMP)				
595	センサーでネットワークトラフィックを取り込む方法として「既存ネットワーク機器のポートミラーリング」、「センサーと既存ネットワーク機器の間に設置したTAPで取り出したトラフィック」及び「sFlow(RFC3176)」が利用可能であること。				
596	センサーで受信したネットワークトラフィックデータの中から、データ部分を除いたヘッダ部分のみゲートへ送信することによりゲートへのネットワークトラフィック量を圧縮できること。				
597	フィルタリングの設定により、以下に関するネットワークトラフィック表示の選択ができること。(送信元IPアドレスと送信先IPアドレスの組合せ、プロトコル、送信元ポート番号と送信先ポート番号の組合せ、プロトコルと送信元・送信先ポート番号の組合せ)1つのネットワークセグメントが256個のブロックで表現され、その1つのブロックを選択することにより、選択したネットワークの下位ネットワークが表示されること。また、マウス操作により上位ネットワークが描画できること。				
598	可視化ソフトウェアで受信したトラフィック情報の1パケットずつネットワークオブジェクトとしてマップ画面上に描画し、ネットワークトラフィックの流れ、流量の混み具合が識別できること。				
599	ネットワークトラフィックの流量の多寡に従い、軌跡を色分けして表示できること。また、軌跡の高低、太さにより、流量を表示で過去に取得したpcap形式のファイルを入力データとして、オンラインの場合と同様にオフラインでも可視化ソフトウェアのマップ画面上で描画できること。				
600	マップ画面は、マウス操作により3次元で動かすことができること。				
601	セキュリティ製品等から受信したイベント情報の内容に応じたレベル付けが可能なこと。				
602	マップ画面上にレベル付けされたアラートオブジェクトが描画されること。				
603	可視化ソフトウェアのマップ画面上で入力として受けたイベント情報(セキュリティアラートログ)が、全イベントまたはセキュリティ製品単位で確認できること。				
604	可視化ソフトウェアのマップ画面上に表示されたイベント情報(セキュリティアラートログ)の表示位置(上下)、大きさ、または回転角によって、発生箇所(アラート発生元/発生先)、アラート数やアラート頻度が識別できること。				
605	独自に作成したマップ画面を可視化ソフトウェアに取り込んで、そのマップ画面上にトラフィック情報やイベント情報が描画できること。				
606	フィルタリング設定で、以下に関するトラフィックまたはイベント情報の選択ができること。(受信したセキュリティ製品の種類、現在時刻から過去、設定した秒数以内のアラート、指定したアラートレベル以上のアラート、指定したプロトコル(TCP, UDP, ICMP、その他)、指定したアラートメッセージ、送信元IPアドレスと送信先IPアドレスの組合せ、送信元ポート番号と送信先ポート番号の組合せ)				
607	610				
608	監視アプライアンス/ハードウェア(インタフェース)				
609	eSATA(SATA II)のポートを1つ以上有し、10/100/1000Base-Tでの接続が可能なこと。				
610	監視アプライアンス/ハードウェア(内部ストレージ)				
611	256GB以上を有すること。				
612	監視アプライアンス/基本仕様(監視機能)				
613	Ping監視が可能であること。				
614	VMware環境の自動監視が可能であること。				
615	監視アプライアンス/基本仕様(グラフィカル表示機能)				
616	Webによるステータス表示と監視設定が可能であること。				
617	リアルタイムグラフ表示、グラフ一覧表示が可能であること。				
618	監視アプライアンス/基本仕様(障害検知、通知機能)				
619	障害項目、イベント履歴の表示が可能であること。				
620	メール通知が可能であること。				
621	監視アプライアンス/基本仕様(その他)				
622	監視設定のバックアップ機能を有すること。				
623	バックアップ装置/ハードウェア(筐体・構成)				
624	1TBカートリッジ(RDX)を8本以上搭載できること。				
625	バックアップ装置/ハードウェア(インタフェース)				
626	最大10Gbit/s(10GBASE-T)での接続が可能であること。				
627	iSCSIのインタフェースを有すること。				
628	バックアップ装置/ソフトウェア(バックアップ)				
629	仮想サーバ(ゲスト)のバックアップに対応できること。				
630	ファイアウォール/ハードウェア(スループット)				
631	ファイアウォールスループットは最大2.5 Gbpsが可能であること。				
632	DMZ/LANとセグメントを分割、公開サーバへのアクセス許可や冗長等の設定が可能であること。				
633	ファイアウォール/その他				
634	GUI管理画面を提供すること。				
635	UTM機能を有すること。				
636	高可用性(HA)構成に対応できること。				
637	スイッチングハブ/ハードウェア(構成)				
638	冗長構成とすること。				
639	スイッチングハブ/ハードウェア(インタフェース)				
640	10/100/1000Base-Tでの接続が可能で24ポートを有すること。				
641	1000BASE-T/10GBASE-Tポートに6ポート以上拡張可能なこと。				
642	スイッチングハブ/ハードウェア(基本仕様)				
643	スタック構成が可能であること。				
644	標準MIBによる監視が可能であること。				
645	ラックコンソール/ハードウェア(基本仕様)				
646	KVMスイッチを本装置後部に1台搭載すること。ホットキーによりサーバを切り替えられること。				
647	17インチTFT(SXGA)モニタを搭載すること。				
648	OADG準拠の109A日本語キーボードを搭載すること。				
649	ポインティングデバイス(タッチパッド)を搭載すること。				
650	保守用機器/ハードウェア及びソフトウェア(請負者用PC端末/VPN装置/終端装置)				
651	・請負者が片外データセンターに接続しリモート環境で保守可能な機器及びソフトウェアを検討すること。				
652	・PC端末生体認証等のアクセス制限をかけていること。				
653	・ウイルス対策を行うこと。				
654	・設置場所は保守関係者のみが入室可能なセキュリティ認証(認証番号やカードキー等)を設けた執務環境とすること。				
655					
656					
657					